

第12章 砂 防

1 本県の概況

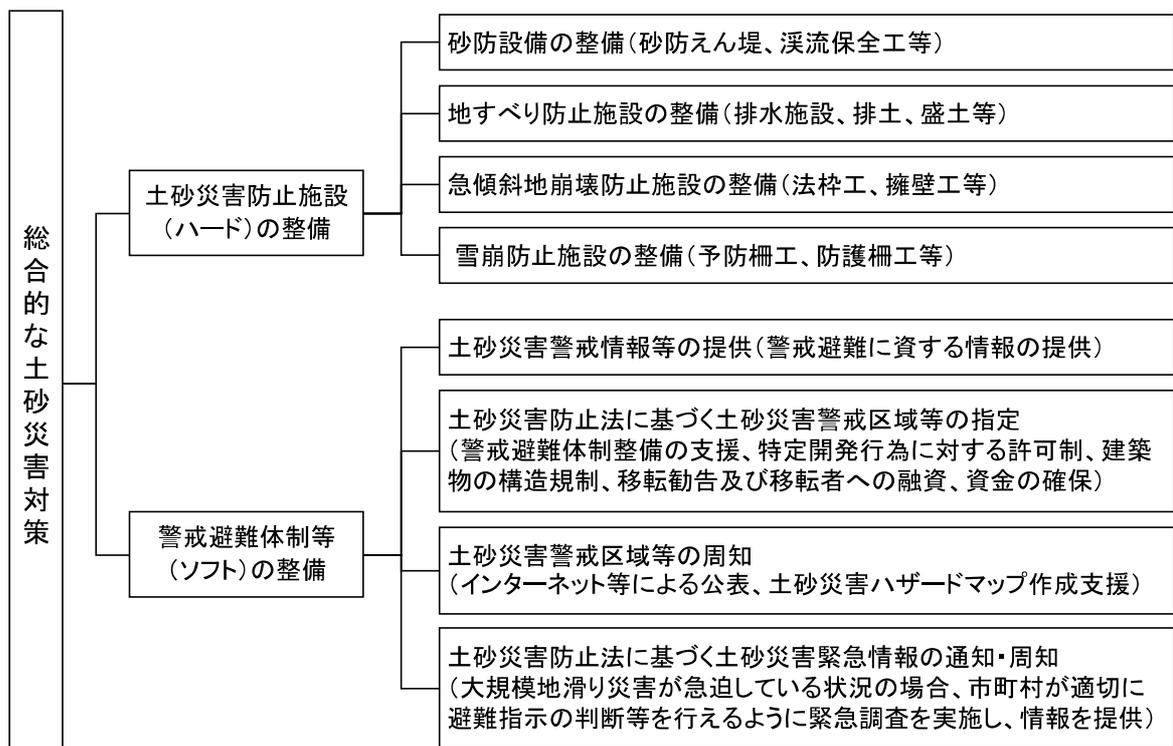
奥羽山脈と出羽丘陵が中央を並行して縦断する本県は、県土のおよそ7割を山地が占め、しかも急峻で複雑かつ脆弱な地形・地質構造となっている。

本県特有のこの地形・地質により、例年融雪期、梅雨期の長雨や台風期の集中豪雨時に、しばしば各地で土石流・地すべり・がけ崩れ等の「土砂災害」が発生しており、ときには人身の損傷や人家の倒壊など被害を及ぼしている。

このような土砂災害の防止、被害の軽減を図るため、「やまがた水害・土砂災害対策中期計画2019～2028」に基づき、「人命第一の緊急避難体制の強化」、「確実で効果的な砂防関係施設の整備」、「効率的・効果的な維持管理」の三つの柱を掲げ、総合的な土砂災害対策を推進していく。

2 土砂災害対策

本県の土砂災害対策の取組みとしては、これまでも、土砂災害発生のおそれのある箇所の把握に努め、着実に土砂災害対策を推進してきた。しかし、現在においても土砂災害警戒区域における整備率が約25%と依然として低い整備水準にとどまっている状況であり、今後とも土砂災害から県民の生命と財産を守るため、関係機関と連携を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた総合的な土砂災害対策の推進が必要である。



(1) 土砂災害防止施設等（ハード）の整備

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業及び雪崩対策事業の実施により、県民の生命と財産を守るため、効率的・計画的に土砂災害対策を推進する。



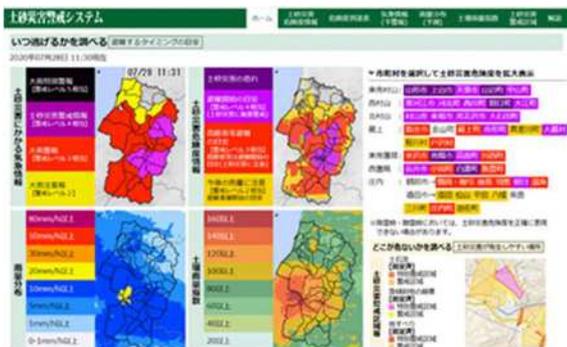
(2) 警戒避難体制の整備等ソフト対策の推進

土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

平成18年9月より、大雨による土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、气象台と共同で警戒レベル4相当の情報として土砂災害警戒情報を発表している。

平成28年3月に公開した「土砂災害警戒システム」では、土砂災害危険度情報や土砂災害警戒区域等を分かりやすく情報提供しており、予測精度の向上を図りながら、市町村による適切な避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援している。

また、関係機関との連携のもとに、自主的な防災活動の活性化に向けた住民参加によるハザードマップの作成支援として、手引きを策定し、市町村や地域住民へのアドバイス等を行っている。

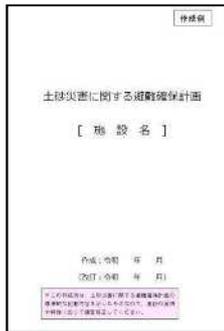


土砂災害警戒システム(インターネットで公開)



「住民参加によるハザードマップ作成状況

要配慮者利用施設に対しては、避難確保計画の作成例（ひな形）作成、避難訓練の実施による警戒避難体制づくりの支援を行っている。また、土砂災害に関する学習支援として、小学校を対象にした出前授業を実施し、防災意識の向上を図っている。



避難確保計画の作成例



避難訓練の実施状況

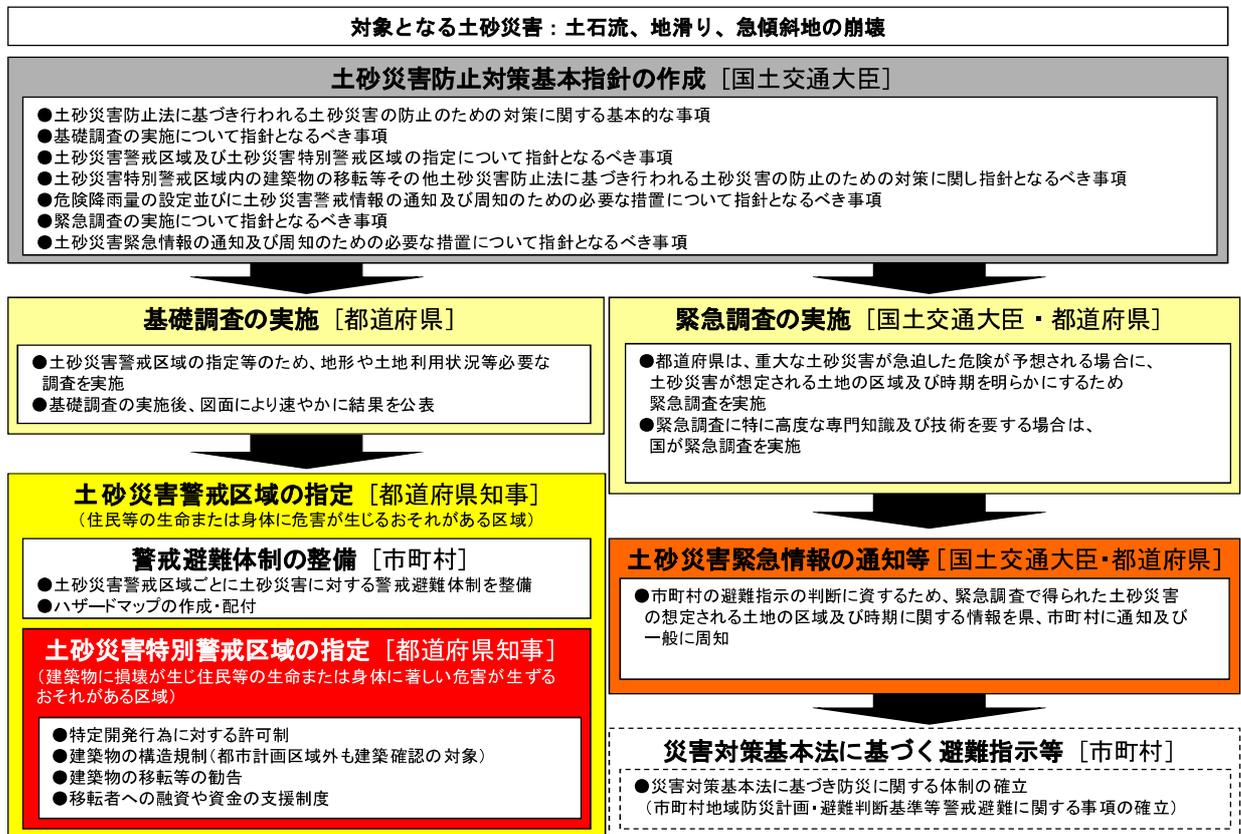


出前授業の実施状況

3 土砂災害防止法について

正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」で、平成13年4月1日から施行されている。

本法の目的は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図ることにある。



【対象となる土砂災害】

本法は、がけ崩れ、土石流、地すべりを対象としている。

【基礎調査】

土砂災害の発生するおそれがある土地に関する地形、地質等の状況、土地の利用状況等を調査し、警戒区域等の指定や警戒避難体制の整備等に必要な基礎的な情報を収集する。

【区域の指定】

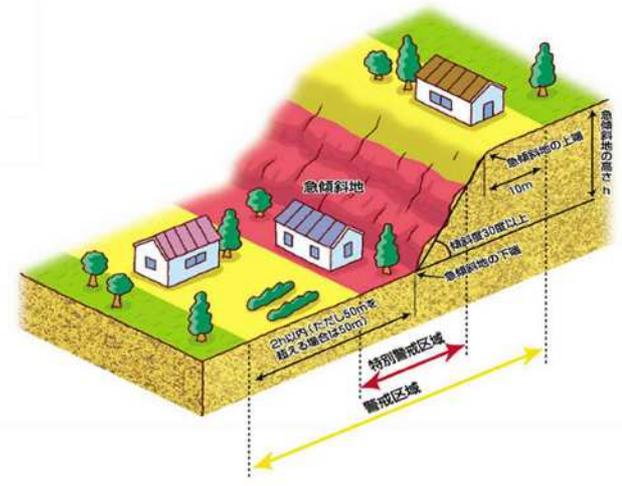
基礎調査に基づき、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定する。また、警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ住民等に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

【土砂災害警戒区域】

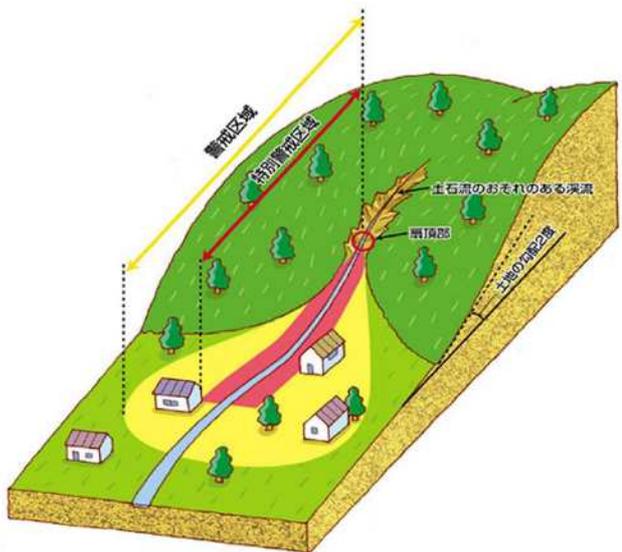
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域であり、市町村地域防災計画への記載、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

【土砂災害特別警戒区域】

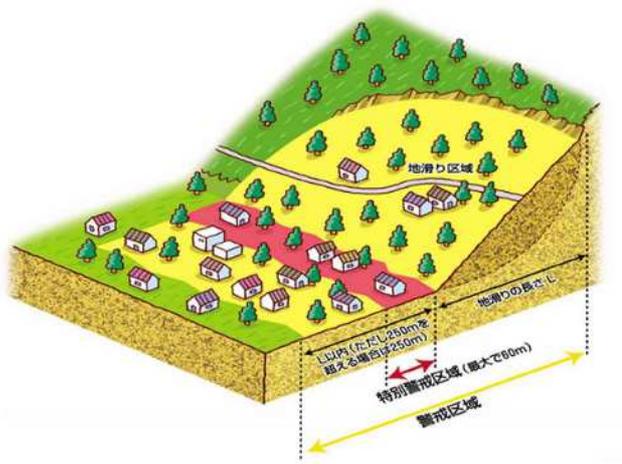
土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告及び支援措置（住宅金融支援機構の融資、がけ地近接等危険住宅移転事業による補助）、宅地建物取引における措置等を行う。



区域指定のイメージ(がけ崩れ)



区域指定のイメージ(土石流)



区域指定のイメージ(地すべり)

【緊急調査】

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については都道府県が緊急調査を行う。

なお、都道府県が緊急調査を行う対象は、地すべりであり、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合かつおおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合である。



緊急調査のイメージ(地すべり)

【土砂災害緊急情報】

国土交通省又は都道府県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知する。

令和6年3月31日現在の山形県内における土砂災害警戒区域等指定状況

市町村名	指定箇所数							
	土石流		地すべり		急傾斜地		計	
		うち特別		うち特別		うち特別		うち特別
山形市	94	68	25	0	134	131	253	199
上市市	96	68	45	0	91	88	232	156
天童市	28	20	1	0	29	29	58	49
山辺町	20	15	14	0	20	20	54	35
中山町	3	0	0	0	4	4	7	4
寒河江市	34	12	14	0	84	79	132	91
河北町	9	5	2	0	15	14	26	19
西川町	54	31	36	0	86	83	176	114
朝日町	53	27	41	0	99	93	193	120
大江町	33	22	20	0	56	55	109	77
村山市	38	15	19	0	41	36	98	51
東根市	38	25	0	0	35	33	73	58
尾花沢市	29	16	4	0	39	39	72	55
大石田町	21	10	14	0	8	6	43	16
新庄市	17	7	5	0	26	21	48	28
金山町	38	21	1	0	46	45	85	66
最上町	55	35	3	0	39	38	97	73
舟形町	28	17	27	0	40	36	95	53
真室川町	59	30	54		148	138	261	168
大蔵村	3		57		43	42	103	42
鮭川村	39	20	52	0	46	43	137	63
戸沢村	36	23	58	0	71	70	165	93
米沢市	152	118	9	0	90	89	251	207
南陽市	91	75	38	0	74	73	203	148
高島町	51	47	1	0	39	39	91	86
川西町	36	32	17	0	9	9	62	41
長井市	47	32	0	0	22	22	69	54
小国町	149	104	9	0	51	50	209	154
白鷹町	116	66	12	0	53	52	181	118
飯豊町	48	31	5	0	12	12	65	43
鶴岡市	468	264	101	0	446	432	1,015	696
酒田市	182	96	76	0	200	193	458	289
三川町	-	-	-	-	-	-	-	-
庄内町	31	10	9		40	40	80	50
遊佐町	12	10	0		20	20	32	30
合計	2,180	1,350	757	0	2,249	2,167	5,186	3,517

※区域が市町村境界を跨ぐ場合があるため、市町村の区域数の和と「山形県」の数値が一致しないことがある。

4 各事業の概要(県関係事業)

(1) 砂防事業

本県は総面積9,323km² (932,300ha)のうち山地、丘陵部等の面積が約7割を占め、最上川、赤川、荒川、阿武隈川水系などの各支流は、流路が短く急勾配を呈しており、地質も脆弱で土砂の流出が多い。

本県における砂防事業は、大正5年、尾花沢市丹生川支川河原沢川(現中沢川)及び米沢市大樽川流域で植林を中心とした山腹工により始まり、以来逐年施行を続けてきた。

本県における土石流危険渓流数は2,180渓流あり、通常砂防事業、火山砂防事業を主体としてハード対策を推進している。また、自然環境に配慮すべく、平成11年度までに本県における渓流環境整備計画を策定し、その基本理念・方針に基づき生態系にやさしい砂防事業を展開している。なお、砂防事業は、砂防法第2条の規定に基づき、砂防指定地内で実施することとされており、令和6年3月末現在、砂防指定地は2,043箇所、その面積は約18,761haに及んでいる。

災害対策については、昭和62年8月の集中豪雨による温海町災害に対して実施した砂防激甚災害対策特別緊急事業(鶴岡市[旧温海町]S63~H2年度)や災害関連緊急砂防事業(鶴岡市[旧温海町]H7、山辺町H8、朝日町H9、南陽市他H10、山形市H11、大江町H12・寒河江市他H14、朝日町他H17、米沢市H18、山形市H19、鶴岡市H21、朝日町H22等)において復旧対策を実施した。

また、ソフト対策については、土砂災害情報周知(土砂災害危険箇所図、火山防災マップ等)のための情報基盤緊急整備事業を実施し、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害防止対策の推進を展開している。



志平沢砂防えん堤(最上町)

最近10年における砂防事業費の推移

(単位：千円)

年度	直轄	補助	単独	計
H27	4,309,000	916,000	769,405	5,994,405
H28	4,805,000	1,668,666	766,000	7,239,666
H29	4,795,000	2,102,406	790,200	7,687,606
H30	4,707,000	1,476,000	729,200	6,912,200
R1	5,603,000	1,742,598	489,800	7,835,398
R2	6,793,000	2,978,390	578,700	10,350,090
R3	5,240,000	1,794,990	472,800	7,507,790
R4	4,725,000	1,719,540	851,500	7,296,040
R5	5,242,000	2,262,000	682,000	8,186,000
R6	4,289,000	800,000	847,600	5,936,600

(注1) 令和4年度までの事業費は最終額、令和5年度は当初予算額+補正額、令和6年度は当初予算額である。

(注2) 総合流域防災事業(施設調査)はすべて砂防に計上。

(2) 地すべり対策事業

本県における地すべり現象は、古来より各所に発生していたがその記録は少なく、また現在その移動を休止している箇所も多く、その形態が地すべりとも山崩れとも判別のつかないものもある。平成10年度に総点検を実施した結果、県土整備部所管の地すべり危険箇所は230箇所となっており、令和6年3月末まで地すべり防止区域として指定されているのは99箇所、面積は約5,368haとなっている。

これを水系別に見ると銅山川・角川水系に一番多く分布し、次に立谷沢川・赤川・梵字川水系、さらに県南の白川・荒川水系に数多く分布しており、その他白鷹山系の一部、出羽丘陵摩耶山系の北西部などに散在している。

公共地すべり対策事業としては、昭和27年に飯豊町菅沼及び戸沢村古口地区において、総額200万円をもって地下水排除工、杭柵工を施行したのが最初である。

以来、公共地すべり対策事業費(補助)は令和4年度末までおよそ548億円に達している。地すべり防止工法としては、集水井工・横ボーリング工・排水トンネル工等の抑制工および鋼管杭工・アンカー工・擁壁工等の抑止工を実施しており、本県においては抑制工の占める割合が大きい。

また公共事業(国庫補助)の他に昭和36年度から県単独地すべり対策事業を実施している。

最近10年における地すべり事業費の推移

(単位:千円)

年度	直轄	補助	県単	計
H27	901,000	754,284	139,000	1,794,284
H28	1,101,000	115,500	157,800	1,374,300
H29	1,001,000	136,400	144,000	1,281,400
H30	931,000	178,500	249,763	1,359,263
R1	888,000	197,400	75,426	1,160,826
R2	1,122,000	512,400	259,169	1,893,569
R3	1,242,000	1,263,100	99,569	2,604,669
R4	1,122,000	1,189,000	94,400	2,405,400
R5	1,353,000	1,584,000	52,900	2,989,900
R6	949,000	310,000	57,000	1,316,000

(注) 令和4年度までの事業費は最終額、令和5年度は当初予算額+補正額、令和6年度は当初予算額である。



上絵馬河災害関連緊急地すべり対策事業(鮭川村)

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

わが国においては、豪雨のたびに急傾斜地の崩壊（いわゆるがけ崩れ）が発生し、多くの人命、財産が失われている。このような事態に対処し、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を守るため、昭和44年7月「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が制定された。この法律に基づき本県においても昭和44年12月「山形県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則」が施行され、急傾斜地災害に対し、行政上必要な措置がとられており、その成果をあげつつある状況である。

県内には、急傾斜地崩壊危険箇所が1,325箇所あり、これらの箇所の対策として急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定促進、周辺の土地利用規制、警戒避難体制の整備、がけ崩れ災害防止意識の啓発、がけ地近接危険住宅移転事業等の諸対策を促進する一方、急傾斜地崩壊防止工事について整備を促進していく計画である。

急傾斜地崩壊危険区域として指定された箇所は、令和6年3月末現在327箇所となっているが、今後さらに指定を促進する。

急傾斜地崩壊危険区域として指定した箇所のうち、昭和45年度から過去に被害のあった箇所等危険度の高いものから擁壁工、法面工等の工事を進めており、令和5年度まで公共事業及び、県単独事業で312箇所概成している。



大淀 急傾斜地崩壊対策事業（村山市:完了後 撮影）

最近10年における急傾斜地崩壊対策事業費の推移

（単位：千円）

年度	補助	県単	計
H27	183,485	438,600	622,085
H28	596,773	392,200	988,973
H29	325,278	335,012	660,290
H30	281,400	406,200	687,600
R1	444,700	492,800	937,500
R2	507,100	584,784	1,091,884
R3	269,800	395,523	665,323
R4	189,000	577,825	766,825
R5	337,000	635,500	972,500
R6	97,000	596,000	693,000

（注）令和4年度までの事業費は最終額、令和5年度は当初予算額＋補正額、令和6年度は当初予算額である。

(4) 雪崩対策事業

本県は豪雪地帯に指定されており、特に山間部の集落は大雪にみまわれ、雪崩の危険を感じている人々は少なくない。雪崩はひとたび発生すると、その破壊力、災害規模の大きさの面から甚大な被害を与え、住民にとって大きな脅威である。これに対処するため、本県では昭和62年度より事業を実施しており、平成28年度までに雪崩発生危険性の高い箇所対策が完了している。

雪崩対策事業費の推移 (単位:千円)

年度	補助
H27	23,100
H28	21,000
H29	0
H30	0
R1	0
R2	0
R3	0
R4	0
R5	0
R6	0

(注) 令和5年度までの事業費は最終額
令和6年度は当初内示額である



柳瀨雪崩対策事業(大蔵村)H22 概成

5 国直轄事業

国直轄砂防事業は、砂防設備が他府県に跨る場合、或いは工事規模が大きい場合等に実施されるものである。県内では現在、最上川、赤川、荒川、阿武隈川の4水系において実施されており、担当する国の機関は次のとおりである。

水系名	国の機関名
最上川・赤川	国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所
荒川	国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所
阿武隈川	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所

(1) 最上川水系

最上川水系の直轄砂防事業は、昭和12年立谷沢川に着手以来、銅山川、寒河江川、角川、鮭川、立谷沢川の各河川で実施されている。

地すべり対策事業は、黒瀨地区(戸沢村)、平根地区(戸沢村)及び豊牧地区(大蔵村)の直轄地すべり防止工事が完了しており、月山地区(西川町志津)が事業実施中である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和5年度		令和6年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	19	2,775	14	2,454	砂防堰堤工
地すべり	-	-	-	-	
計	19	2,775	14	2,454	

(注) 事業費は、令和5年度は当初内示額+補正額、令和6年度は当初内示額である。

(注) 月山地区地すべり(田麦俣、志津)について、志津分は赤川水系に計上している。

(2) 赤川水系

赤川水系は従来県施行として実施されていたが、国において流域全体について総合的な砂防基本計画を策定し、昭和58年国直轄施行区域に編入され、昭和62年度より着工された。

また、平成21年度には直轄地すべり対策事業として、月山地区（鶴岡市田麦俣）が採択され事業実施中である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和5年度		令和6年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	11	1,059	10	917	砂防堰堤工
地すべり	1	1,353	1	949	排水トンネル工
計	12	2,412	11	1,866	

(注) 事業費は、令和5年度は当初内示額+補正額、令和6年度は当初内示額である。

(注) 月山地区地すべり(田麦俣、志津)について、志津分も赤川水系に計上している。

(3) 荒川水系

荒川水系は、昭和42年8月28～29日発生羽越豪雨による大災害を契機として、昭和44年に国直轄施行区域に編入された。同年4月砂防工事事務所が設置され、直ちに砂防工事を実施し、現在に至っている。荒川水系のうち本県に係る主な幹川は、荒川本川、玉川、横川である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和5年度		令和6年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	6	1,288	6	758	砂防堰堤工
地すべり	-	-	-	-	
計	6	1,288	6	758	

(注)事業費には、新潟県負担分を含む。

(注) 事業費は、令和5年度は当初内示額+補正額、令和6年度は当初内示額である。

(4) 阿武隈川水系

阿武隈川水系のうち本県に係る松川は、昭和25年国直轄に編入され、松川支川前川において砂防工事を実施中である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和5年度		令和6年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	2	120	2	160	砂防堰堤工
地すべり	-	-	-	-	
計	2	120	2	160	

(注)事業費には、福島県負担分を含む。

(注) 事業費は、令和5年度は当初内示額+補正額、令和6年度は当初内示額である。

6 各指定地の管理

地すべり防止施設等の施設管理に万全を期すとともに、砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域内における掘削、切土など不法行為による人的災害を防止するため監視体制の強化を図る等管理の徹底に努める。

(1) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況(令和6年3月末現在)

(面積単位:ha)

公 所 別	砂 防		地すべり		急傾斜地		合 計	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積
村山総合支庁	233	1,730.84	12	465.97	21	27.86	266	2,224.67
村山総合支庁(西村山)	240	1,208.74	15	995.86	53	106.30	308	2,310.90
村山総合支庁(北村山)	174	1,015.00	7	153.43	23	42.64	204	1,211.07
最上総合支庁	386	2,514.14	28	1,967.05	67	105.09	481	4,586.28
置賜総合支庁	176	1,254.49	11	363.41	22	38.71	209	1,656.61
置賜総合支庁(西置賜)	288	2,555.13	9	396.53	16	30.98	313	2,982.64
庄内総合支庁	546	8,482.73	17	1,025.95	125	171.45	688	9,680.13
計	2,043	18,761.07	99	5,368.20	327	523.03	2,469	24,652.30
面 積 比	76.1%		21.8%		2.1%		100.0%	

(注) 地すべり防止区域は農林水産省所管、林野庁所管分を除く。

(2) 地すべり急傾斜地等の巡視員の設置

指定地の適正な管理の一環として、巡視・点検活動は不可欠なものである。付近の居住者で、かつ地元の実情に精通している方を巡視活動に活用することは、適正な管理につながるものである。

この趣旨により、昭和54年より「山形県地すべり急傾斜地等巡視員設置要綱」を定め、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の巡視の強化を図っている。

令和5年度においては、地すべり防止区域99箇所(直轄を除く)、急傾斜地崩壊危険区域325箇所を対象として、342名の巡視員を委嘱している。

7 災害復旧事業

本県における国土交通省水管理・国土保全局所管の公共土木施設災害については、毎年融雪や豪雨等により発生しているが、特に被害が大きかったものとしては、昭和42年の羽越水害、44年の8.8災害、49年の8.1災害、50年の県北水害及び51年の8.6災害、62年の温海災害、平成7年の温海災害、13年の低温災害、16年の豪雨及び台風災害、18年・24年の低温災害、25年・26年2年続けての豪雨災害、30年の8月豪雨災害、令和2年の7月豪雨災害、令和4年8月の豪雨災害がある。

過去10年の主な災害復旧の決定工事（別表1）をみると、平成26年は、7月9～10日にかけて、東北地方に停滞する梅雨前線に向かって、台風第8号から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、雷を伴う非常に激しい雨が降り、2年続けて記録的な豪雨に見舞われ、県南部を中心に河川の氾濫や土砂災害等が発生した。

平成27年は、9月6～11日にかけて、台風18号及び豪雨により、奥羽山系沿いの最上・北村山・村山・置賜で災害が発生した。

平成28年は、8月22～23日にかけて県内を縦断した台風9号により、西村山を除く全域で大雨となり、最上地域を中心に災害が発生した。このうち、大蔵村が激甚災害に指定された。

平成29年は、災害の発生が少なく、平成に入ってから最少の箇所数となった。

平成30年は、8月に東北地方に停滞する前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、非常に激しい雨が降り、記録的な豪雨に見舞われ、最上地域を中心に甚大な災害が発生した。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、舟形町、大蔵村が局地激甚災害に指定された。

令和元年は、6月18日に山形県沖を震源とする地震が発生し、鶴岡市において震度6弱を記録するなど、庄内地域で被害を受けた。また、台風19号及び豪雨により奥羽山系沿いを中心に災害が発生した。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、大蔵村が激甚災害の指定により補助率が嵩上げされた。

令和2年は、7月に梅雨前線の影響により豪雨となり、県内全域で甚大な被害が生じ、県民生活や経済活動に多大な影響が及んだ。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、西川町、朝日町、大江町、白鷹町、大蔵村が激甚災害の指定により補助率が嵩上げされた。

令和3年は、7月10～13日にかけて、最上、庄内地方を中心に大雨となり、この雨により、河川の増水や地盤の緩みなどが生じたため、公共土木施設に被害が発生した。

令和4年は、8月3～4日にかけて、東北地方に停滞した前線や低気圧に向かって、台風第6号を起源とする暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった影響で、置賜地方を中心に積乱雲が発達し、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続き、西置賜地域を中心に甚大な災害が発生した。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、川西町、小国町、飯豊町が激甚災害の指定により補助率が嵩上げされた。

令和5年は、令和4年12月31日～令和5年5月16日に発生した鶴岡市西目地区の地すべりにより、市道が被災した。また、6月27日～29日にかけて、村山、置賜地方を中心に大雨となり、公共土木施設に被害が発生した。

また、負担法の対象外である小規模な災害については県単独の災害復旧事業を実施している。

河川環境の保全については、平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的に「河川環境の整備と保全」が位置づけられたことにより、災害復旧事業の施工に際しても自然の生態系、水と緑の景観、川と人の触れ合い等の環境に配慮することとなった。このため、平成10年に国土交通省河川局はコスト縮減も考慮しつつ自然の回復力によって、自然環境の保全が可能となるような工夫を選択する技術指針として「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を策定（平成30年6月改訂）した。本県でも11年災からは、基本方針の理念を尊重し、地域特性等に配慮する県版基本方針を策定して復旧工事を実施している。

別表1 過去10年の主な災害復旧の決定工事（国土交通省所管補助災害分）

（単位：千円）

年 災	県 工 事			市町村工事			合 計			摘 要
	箇所数	決定工事費	初年度復旧進捗	箇所数	決定工事費	初年度復旧進捗	箇所数	決定工事費	初年度復旧進捗	
H26	166	5,872,565	86.6%	77	1,301,099	78.7%	243	7,173,664	86.0%	地すべり5件、7月豪雨230件、豪雨6件、落雷1件、港湾1件(内未成を含む)
	(1)	(6,573)					(1)	(6,573)		()は、公園災害で内数
	(1)	(162,796)					(1)	(162,796)		()は、港湾災害で内数
H27	51	1,755,327	88.4%	17	114,629	69.9%	68	1,869,956	86.9%	港湾1件、地すべり3件、豪雨64件
	(1)	(314,707)					(1)	(314,707)		()は、港湾災害で内数
H28	105	2,553,806	85.9%	42	390,495	81.0%	147	2,944,301	85.0%	豪雨4件、台風7号3件、台風9号90件、台風10号8件
H29	9	208,135	85.0%	5	46,295	113.1%	14	254,430	89.8%	融雪1件、地すべり1件、梅雨前線豪雨8件、台風21号2件
H30	419	8,827,376	85.1%	203	1,678,902	83.4%	622	10,506,278	84.8%	地すべり1件、豪雨621件
				(1)	(5,418)	(100.0%)	(1)	(5,418)	(100.0%)	()は、下水道災害で内数
R01	88	2,098,620	65.0%	43	448,150	100.0%	131	2,546,770	85.0%	港湾3件、地震13件、豪雨115件
	(3)	(189,208)					(3)	(189,208)		()は、港湾災害で内数
R02	357	9,120,543	73.1%	198	2,885,037	74.0%	555	12,005,580	73.0%	7月豪雨520件、豪雨33件、地すべり2件
	(0)	(0)		(2)	(121,672)		(2)	(121,672)		()は、下水道災害で内数
	(0)	(0)		(1)	(119,058)		(1)	(119,058)		()は、公園災害で内数
R03	19	337,897	85.0%	2	31,410	91.9%	21	369,307	85.4%	
R04	196	9,358,056	85.0%	125	4,249,539	51.4%	321	13,607,595	74.9%	6月豪雨44件、7月豪雨1件、8月豪雨272+2件、地すべり2件
	(0)	(0)		(1)	(603,300)		(1)	(603,300)		()は、下水道災害で内数
	(0)	(0)		(4)	(157,078)		(4)	(157,078)		()は、公園災害で内数
R05	4	400,929		2	60,715		6	461,644		

8 改良復旧事業

被害が激甚で災害復旧事業のみではその効果が十分でない場合には、未被災施設を含む一連の施設について、一定の計画に基づき災害復旧費に改良費を加えて改良復旧事業を行い、再度災害の防止を図ることとしている。改良復旧事業はその規模や工種により災害関連事業と災害復旧助成事業に大別される。

改良復旧事業は、通常の治水事業とは別枠で予算措置され、しかも短期間に工事を完成させることができるものであることから、現下の厳しい財政状況のなか、社会資本の整備を図っていくうえで積極的に制度を活用していく必要がある。

(1) 災害関連事業 (別表2)

災害関連事業の制度は昭和29年8月に創設されたが、本県では昭和31年に発生した災害から採択を受けている。現在までに実施した災害関連事業は、県工事と市町村工事とを合わせて391箇所になっており、県土の安全と環境の保全に寄与している。

(2) 災害復旧助成事業 (別表3)

災害復旧助成事業は、河川又は海岸に係る災害関連事業で改良費が6億円を超えるものである。本県では昭和23年に升形川で発生した災害から採択されて以来、54年の大山川での災害まで32件が採択されている。採択箇所の多かった年としては、昭和46年(田沢川ほか4箇所)、49年(升形川ほか4箇所)、50年(真室川下流ほか4箇所)及び51年(角川ほか3箇所)がある。近年では令和4年に小白川が採択されている。

別表2 災害関連事業推移表〔県・市町村工事の計、過去20年〕

(単位:千円)

年災	種別	本数	事業費	内訳		
				災害費	関連費	他費
6	河川	1	87,229	44,126	43,103	
7	河川	1	1,220,883	757,340	463,543	
10	河川	2	519,880	278,887	240,993	
11	河川	4	1,228,017	616,199	611,818	
16	河川	2	260,283	140,633	119,650	
17	河川	1	193,276	127,099	66,177	
25	河川	3	818,455	415,030	403,425	
26	河川	2	1,432,375	699,873	653,215	79,287
	道路	1	862,424	386,519	384,789	91,116
28	河川	1	1,167,401	608,806	558,595	
R4	河川	1	1,164,125	790,704	373,421	
	砂防	1	375,572	202,443	173,129	
	道路	1	909,306	531,830	377,476	

※事業費は、当初決定額である。

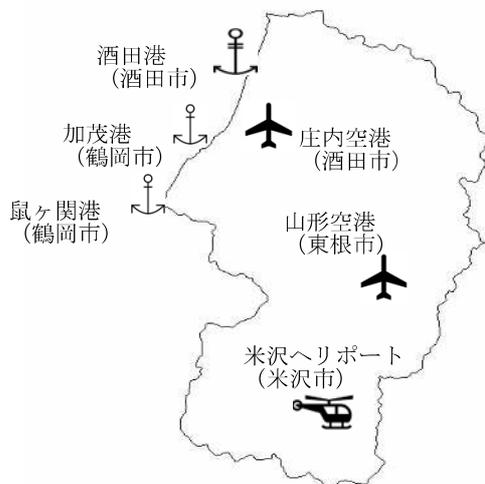
別表3 災害助成事業推移表

(単位:千円)

年災	種 別	河 川 名	事 業 費	内 訳	
				災 害 費	関 連 費
S49	河 川	牛房野川	746,117	375,117	371,000
	河 川	野尻川	967,775	426,775	541,000
	河 川	荒沢川	446,983	211,983	235,000
	河 川	升形川	1,121,730	471,730	650,000
	河 川	新田川	1,106,085	500,085	606,000
50	河 川	真室川(下)	1,889,891	829,891	1,060,000
	河 川	真室川(上)	705,687	335,687	370,000
	河 川	小又川	1,374,213	614,213	760,000
	河 川	戸沢川	610,935	310,935	300,000
	河 川	猪の沢川	597,224	317,224	280,000
51	河 川	角川	2,249,735	1,199,735	1,050,000
	河 川	京田川	693,710	413,710	280,000
	河 川	藤島川	1,589,122	779,122	810,000
	河 川	大戸川	770,933	390,933	380,000
53	河 川	黒川	2,516,715	1,048,915	1,468,000
54	河 川	大山川	1,871,193	580,193	1,291,000
R4	河 川	小白川	1,625,520	934,107	691,413

※事業費は、当初決定額である。

第13章 空港港湾



1 空港の整備

(1) 山形空港

昭和39年6月に開港した山形空港は、その後の需要の増大に対応して、整備拡充が進められてきた。

特に、昭和51年度に施工した我が国で最初のグルーピング(滑走路の滑走方向と直角に切られた溝)滑走路は、1,500m級滑走路としては初めてジェット機の就航が可能となり注目を集めた。



その後、昭和54年には5月に大阪便、10月に札幌便が開港されて利用客が大幅に増大したほか、7月には県管理の第二種空港に指定されるなど、山形空港にとって画期的な飛躍の年となった。

さらに、国の第3次・第4次空港整備5箇年計画に合わせて、昭和56年4月に行った2,000mへの滑走路延長によって、9月からB-727型機が就航するとともに、昭和59年7月にはエプロン、誘導路、駐車場等ターミナル地区が滑走路の東側から西側へ移転した。また、昭和61年度には滑走路改良に伴い中型ジェット機対応になっている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、使用不能となった仙台空港や新幹線等の太平洋側交通網の代替として震災翌日より24時間運用を開始し、多くの臨時旅客便を受け入れるとともに、防災ヘリや米軍機等の災害救援機が多数飛来するなど、交通拠点、災害救援拠点としての機能を大いに発揮した。

また、平成30年3月25日から東京便の機種がE170型機(76席)からE190型機(95席)に大型化され、これに伴い、運用時間が30分延長されて8時から20時までとなった。

①位置及び規模

山形空港は、東根市に位置し(標点 北緯 38° 24' 43" 東経 140° 22' 16" 標高 105.15m)、国土交通大臣が設置して山形県が管理する公共用飛行場である。

(i) 空港の種類 陸上空港 特定地方管理空港

(ii) 空港の規模 用地面積 914,943 m²
着陸帯 2,120m×300m

- 滑走路 2,000m×45m
誘導路 230m×30m
エプロン 220m×110m (4バース)
小型機エプロン 5,541 m² (6バース)
- (iii) 照明施設 滑走路灯火(滑走路灯 66 灯、同中心線灯 66 灯、同末端灯 36 灯、同距離灯 12 基等)
誘導路灯火(誘導路灯 48 灯、同中心線灯 28 灯、転回灯 18 灯)
進入灯火 (進入灯 37 基(217 灯)、進入角指示灯 8 基、連鎖式閃光灯 29 基(29 灯)、進入灯台 2 基(10 灯)等)
飛行場灯台 (1 基)
風向灯 (2 基)
航空障害灯 (4 基)
エプロン照明灯 (エプロン照明灯 6 基)
電源設備 (電源局舎 814 m²、受配電制御機器 1 式、予備発電機 1 基)
- (iv) 消防施設 大型化学消防車 2 台、救急医療用搬送車 1 台
- (v) その他 駐車場 (759 台収容)
山形空港事務所
空港旅客ターミナルビル
貨物ターミナルビル
ひこうき公園 (展望広場、多目的広場、四阿、公衆便所、駐車場(20 台))

②就航便

	山形－東京	山形 - 大阪(伊丹)	山形 - 名古屋(小牧)	山形 - 札幌(新千歳)
往復便数	2	3	2	1
機種	E190	E170	E170/E175	E170/E175

③定期便の利用状況

	26年	27年	28年	29年	30年	01年	02年	03年	04年	05年
搭乗者数 (人)	184,770	219,267	251,106	296,628	319,433	331,718	123,502	132,634	256,659	339,285
搭乗率 (%)	67.4	67.4	69.8	70.3	68.0	69.2	41.7	38.9	54.7	68.5
運行回数 (回)	3,985	4,352	4,865	5,590	5,733	5,773	3,217	3,991	5,607	5,775
就航率 (%)	98.9	99.3	98.6	98.6	98.2	98.9	60.5	68.7	96.0	98.9
航空貨物取扱数量 (kg)	0	0	21,242	16,572	17,397	15,113	0	14,286	12,669	11,302

※ R4.8.1～8/21 名古屋便期間増便含む。(1 往復増便)

※ 就航率は、他空港へのダイバート便を含む。

※ 航空貨物取扱は、6 月のみ期間限定で取扱い(さくらんぼ輸送)

(2) 庄内空港

庄内空港は平成3年10月1日、中型ジェット機の就航を念頭に、2,000mの滑走路を有する本県2つ目の空港として開港した。これは、全国的な高速交通網の空白地帯となった庄内への長年にわたる地元の設置運動が実り、国の第5次空港整備5箇年計画に組み入れられたためである。



A320型機による東京・大阪それぞれ1往復/日でスタートしたが、東京便は、高い搭乗率が続いたことから平成4年11月に2往復/日に増便された。その後中型ジェット機が就航できるよう平成5、6年にターニングパット（180度回転部）・誘導路の拡幅、エプロンを拡幅し、平成6年度から中型ジェット機B767-200型機が就航した。

平成18年度から、運用時間を延長して7時から22時までとし、東京便の夜間駐機を実施している。平成23年4月には第3駐車場（137台）が完成し、利便性向上を図っている。

①位置及び規模

庄内空港は、鶴岡市及び酒田市に位置し（標点 北緯 38° 48' 44" 東経 139° 47' 14" 標高 22.0m）、山形県が設置管理する公共用飛行場である。

(i) 空港の種類 陸上空港 地方管理空港

(ii) 空港の規模 用地面積 1,074,806 m²
着陸帯 2,120m×300m
滑走路 2,000m×45m
誘導路 150m×30m
エプロン 150m×225m（4バース）

(iii) 照明施設 滑走路灯火（滑走路灯 66 灯、同中心線灯 66 灯、同末端灯 36 灯、同距離灯 12 灯等）

誘導路灯火（誘導路灯 40 灯、同中心線灯 25 灯、転回灯 18 灯）

進入灯火（進入灯 202 灯、連鎖式閃光灯 26 灯、進入灯台 2 基等）

飛行場灯台（1 灯）

風向灯（2 基）

航空障害灯（2 基）

エプロン照明灯（エプロン照明灯 33 灯）

電源設備（電源局舎 623 m²、受配電制御機器 1 式、予備発電機 1 式）

(iv) 消防施設 大型化学消防車 3 台、救急医療用搬送車 1 台

(v) その他 駐車場（488 台収容）

庄内空港事務所

空港旅客ターミナルビル

貨物ターミナルビル

②就航便

	庄内ー東京
往復便数	4
機 種	B737、B738、A320、A321

※R5. 3. 26～5. 31 及び 10. 1～10. 28
1 往復期間限定増便

③定期便の利用状況

	26年	27年	28年	29年	30年	01年	02年	03年	04年	05年
搭乗者数 (人)	367,347	363,282	379,310	390,297	385,477	429,442	144,942	103,187	228,815	335,124
搭乗率 (%)	65.5	68.4	67.1	66.5	72.7	69.9	43.2	53.4	54.5	65.6
運行回数 (回)	2,876	2,898	2,906	2,872	2,835	3,188	2,048	1,298	2,600	3,200
就航率 (%)	98.5	99.2	99.2	98.4	97.1	98.8	42.9	42.0	89.0	98.8
航空貨物取扱数量 (kg)	727,347	534,828	502,109	565,025	524,517	597,332	484,841	298,213	392,597	507,737

④庄内空港緩衝緑地

庄内空港緩衝緑地は、庄内空港を取り囲むように計画された約 60. 7 haの都市公園で、平成元年度に着工し、平成 6 年度に完成した。

当緩衝緑地は、庄内空港を設置する際伐採した防風林の代わりに新たに防風林帯を設置し、強風及び飛砂被害を防ぐことと、各種運動施設、修景施設、広場等を整備することで、騒音、プラスト、排気ガス等の航空機公害を緩和し、空港周辺の住民や就業者並びにその他の利用者により良い居住環境、レクリエーションの場を提供することを目的として整備された。

また、当緑地は、地方管理空港では初めての大規模緑地で、「前庭ゾーン」、「緑の散策ゾーン」、「花のゾーン」、県内初の本格的なオートキャンプ場を有する「ファミリーピクニックゾーン」及び「スポーツゾーン」の 5 つのゾーンから成っており、多機能な利用が可能な庄内地域で唯一の総合的な緑地である。

(3) 米沢ヘリポート

米沢ヘリポートは、電子機器関連企業の集積が高い米沢市八幡原工業団地内に東北初の公共有ヘリポートとして平成 4 年 4 月に開港した。測量調査や写真撮影など民間企業の業務や警察・消防による山岳救助のベース基地として活用されており、置賜地域における大規模災害発生時には、救助物資の輸送拠点、捜索救助活動、取材活動の拠点としての役割が期待される。また、平成 24 年 11 月より就航した山形県ドクターヘリの臨時離着陸場(ランデブーポイント)に指定されている。

名 称 米沢ヘリポート
位 置 米沢市八幡原工業団地内
エプロン面積 2,288 m² (44m×52m)
バ ー ス 数 中型機 2 バース
供 用 開 始 平成 4 年 4 月 1 日



施設面積	20,656 m ²
着陸帯	(A) 長さ25m 幅20m (B) 長さ25m 幅20m
滑走路	(A) 長さ25m 幅20m (B) 長さ25m 幅20m
誘導路	(B) 長さ12m 幅8m

2 港湾の整備・振興

(1) 港湾の概要

山形県は日本海に面し、その海岸線延長は約 135 km（離島含む）で、この海岸線に山形県管理の港湾 3 港が位置している。海辺は鶴岡市加茂から北が砂浜海岸、南が磯海岸になっており、風光明媚な箇所も多く点在している。港湾のうち、重要港湾は酒田港、地方港湾は加茂港、鼠ヶ関港であり、鼠ヶ関港は避難港の指定を受けている。

酒田港は、工業地域、さらに背後地域の流通の拠点となっているが、その勢力圏は、山形県はもちろん、新潟、秋田、宮城県の一部にまたがり、取扱品目によっては関西、九州まで及んでいるものもある。昭和 44 年度に着工し、昭和 49 年 11 月に開港した酒田北港は、5 万トン岸壁の整備を完了し、昭和 58 年度より供用を開始している。



平成 7 年 5 月には、韓国・釜山港との間にコンテナ定期航路が開設され、平成 25 年にはコンテナクレーンを 1 基増設し、コンテナクレーンが 2 基体制となったことや民間企業の精力的な事業展開等から、平成 26 年からコンテナ貨物取扱量が急増していた。そのため、それに対応したコンテナヤード拡張、コンテナターミナル設備の拡充、コンテナクレーンの更新・大型化、臨港道路の拡幅等の施設整備を推進し、令和 2 年 8 月に 150m 岸壁延伸とコンテナヤード拡張部を供用開始した。

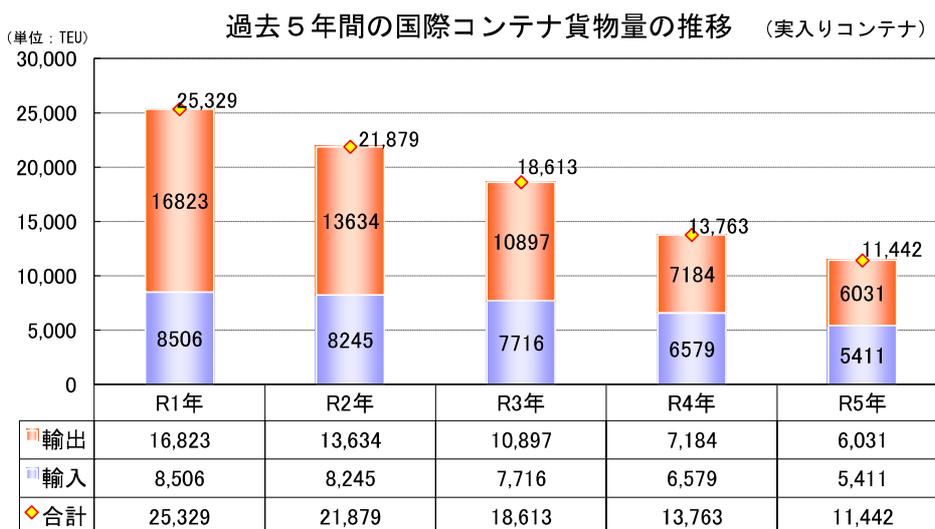
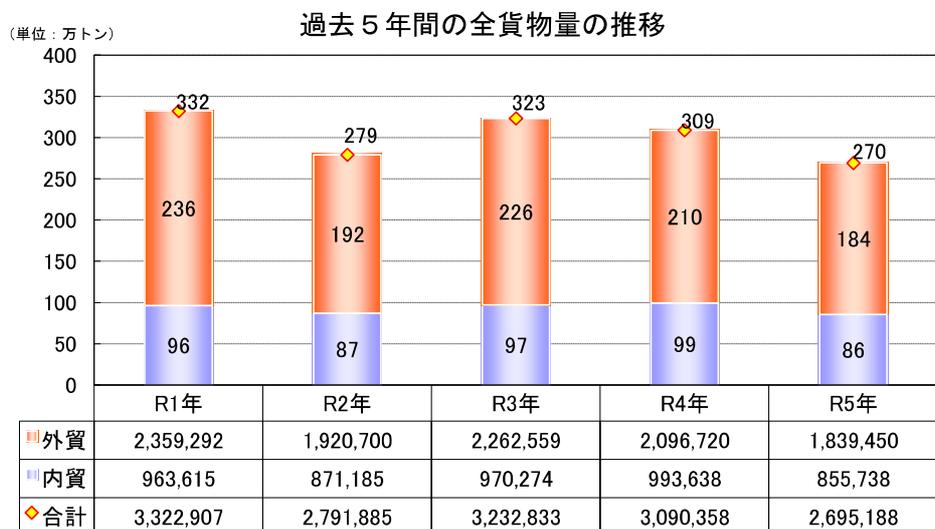
このように酒田港は北東アジアを取り巻く経済活動の一翼を担う港として期待され、平成 22 年 8 月には、新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾（いわゆる「重点港湾」）に選定されている。

平成 15 年 4 月には総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）として国土交通省から指定を受けており、循環型社会の構築のため、船舶輸送を活用した広域的なリサイクル物流ネットワークの拠点づくりを推進している。平成 23 年 11 月には日本海側拠点港（リサイクル貨物機能）の選定を受け、国際資源循環の拠点化も目指している。

また、東日本大震災の際には、被害を受けた太平洋側港湾を利用していた貨物が、日本海側港湾の利用へ転換され、酒田港は太平洋側港湾の代替機能の役割を担った。

令和 6 年 3 月には、脱炭素化の促進や、脱炭素化に資する港湾の効果的な利用の推進を図るため「酒田港脱炭素化推進計画」を策定し、さらに令和 6 年 4 月には、海洋再生可能

エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）として国土交通省から指定を受け、洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用されることが可能となった。



コンテナクレーン（2基）とコンテナ貨物船



金属スクラップ貨物船

酒田港における賑わいの創出としては、酒田港本港地区において、「海鮮市場」(H15 オープン)を核施設とした周辺環境整備が完成し、平成17年7月にこの周辺が「みなとオアシス酒田」に認定され、平成22年には「みなと市場」がオープンするなど地元酒田市の観光拠点となっている。また、港湾倉庫としての利用が少なくなった東ふ頭上屋を観光客が利用可能な交流空間として改修し、令和4年9月に「SAKATANTO^{さかたん}」としてリニューアルオープンしており、新たな観光スポットとして賑わいを見せている。



また、平成28年度に大型クルーズ船対応として、国直轄事業による係船柱及び防舷材の増設工事や県事業による航行安全調査を行うなど、大型船舶が安全に入出港できる環境整備を推進している。クルーズ船の寄港拡大に向け、国、県、市等が一体となった取り組みを実施し、平成29年8月の外航クルーズ船初寄港以降、寄港するクルーズ船が増加し賑わいの創出や観光振興に寄与している。令和2～4年度はコロナ禍の影響により寄港はなかったが、令和5年度から寄港が再開され、観光客が多く訪れている。



外航クルーズ船「MSC スプレディダ」(令和元年9月)

港湾施設の維持管理については、長寿命化の対象施設は432施設(うち県管理施設396施設)となっており、建設後50年以上経過している施設は、令和5年3月時点で34%、20年後(令和25年)には82%に増加するため、今後の維持管理コストが増大する問題を抱えている。そのため、限られた予算において、各施設の必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストを抑制するため、「壊れてから直す」対症療法型から「壊れる前に対策を講じる」予防保全型の修繕を進めている。全ての施設において維持管理計画を策定し、老朽化状況等を踏まえ、計画的に対策工事を実施している。

加茂港は鶴岡市加茂地区において、港内の静穏を図るため、外郭施設の整備を実施し平成25年度に完成した。平成23年度から県立加茂水産高校の漁業実習船鳥海丸が利用を開始している。

なお、平成14年7月に快適な海岸環境づくりを目指して人工海浜・人工磯を整備した「加茂レインボービーチ」を供用開始しており、近接する県立加茂水産高校や県水産試験場、市立加茂水族館と連携した海洋学習・教育やレクリエーションに活用されている。

また、クラゲの展示種類数が世界一位を誇る「鶴岡市立加茂水族館」、海水浴場として利用される「加茂レインボービーチ」、イベント広場を備えた「加茂緑地」を構成施設として、平成29年7月に「みなとオアシス加茂」が認定された。さらに令和5年6月に「渚の交番カモンマーレ」がオープンに合わせて構成施設に追加された。この加茂地区では、みなとオアシス加茂と連携したイベント活動等による地域住民の交流促進、地域活性化に取り組んでいる。



加茂水族館



加茂港大漁フェスティバル

鼠ヶ関港は、マリンレジャーを核とした海洋性レクリエーションの基地として、また、避難港としての役割を担う港となっている。

港内には「ねずがせきマリーナ」、人工海浜・遊歩道を備える「マリンパーク鼠ヶ関」が整備され、平成18年7月には「みなとオアシス」に認定された。みなとオアシス鼠ヶ関と連携したイベント活動等による地域振興や賑わいの創出が期待されている。平成28年8月には、鼠ヶ関港を会場に「第36回全国豊かな海づくり大会」が開催された。

また、鼠ヶ関港は、古くから避難港として利用され、より安全度の高い避泊水域確保のための防波堤（西）の整備を実施し、平成30年度に完成している。



第14章 住 宅

1 住宅の概要

本県の総住宅数は、住宅・土地統計調査(総務省)によると平成25年から平成30年までの5年間で約17,000戸の増加となっている。人口減少の反面、普通世帯数も増加しているが、住宅総数と普通世帯数の差が大きくなっており、空き家の増加につながっている。

令和5年度における新設住宅着工戸数は、令和4年度の4,559戸から4,510戸と減少(-1.1%)した。利用関係別にみると、持ち家(2,336戸、5.6%減)、貸家(1,365戸、5.3%増)、分譲住宅(783戸、6.2%増)であった。

近年は、住宅の新規建設に加え、既存住宅の住環境向上を図るリフォーム工事の促進など住宅ストック対策の重要性が増してきている。

(1) 住宅数及び世帯数の推移

区 分	単 位	H10	H15	H20	H25	H30	R5
全国住宅総数	千戸	50,246	53,890	57,593	60,628	62,407	65,020
県住宅総数	戸	394,200	415,000	432,700	431,900	449,000	455,200
県普通世帯数	世帯	365,300	373,800	384,100	384,600	394,200	391,300

(出典) 住宅・土地統計調査(総務省) ※令和5年は速報集計値

(2) 新設住宅着工利用関係別表

区分 年度	総数(機構利用)	持 家	貸 家	給与住宅	その他 (分譲住宅)
22	4,224 (194)	2,566	1,212	35	411
23	4,247 (150)	2,935	1,062	8	242
24	4,884 (70)	3,189	1,300	91	304
25	5,879 (47)	3,765	1,610	77	427
26	4,641 (47)	2,636	1,491	26	488
27	5,414 (23)	2,991	1,787	15	621
28	5,517 (23)	3,035	1,808	30	644
29	5,968 (16)	3,005	2,152	49	762
30	6,207 (23)	3,211	2,114	14	868
R1	5,697 (38)	2,804	1,894	25	974
R2	4,910 (56)	2,862	1,273	8	767
R3	5,184 (45)	2,867	1,541	21	755
R4	4,559 (38)	2,474	1,296	52	737
R5	4,510 (62)	2,336	1,365	26	783

(出典) 建築動態統計調査(国土交通省)

2 山形県住生活基本計画

住生活基本計画については、住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づき、県民の住生活の安定の確保と向上の促進のための基本的施策を定めるもので、全国計画と都道府県計画が策定されている。

本県では、最初の計画を平成19年3月に策定し、その後、平成23年度及び平成28年度に2回の見直しを行い、令和3年度（令和4年3月）に第3回の見直しを行った。

・山形県住生活基本計画の概要

① 基本方針

人口減少社会においても、地域の活力を維持し、すべての人が健康で安心して暮らせる居住環境を実現する。

○やまがた「住まい」の未来像○

- ・夏は暑く、冬は雪深く寒さ厳しい本県の自然環境と調和した住まい
- ・良質で長持ちし、世代を超えて使用できる住まい
- ・冷暖房などの消費エネルギーが少なく、子育てや介護にも配慮された、快適で健康に暮らせる住まい
- ・激甚化・頻発化する災害に対して安全な住まい

②基本目標及び成果指標

居住者の視点	目標1	県民が健康で暮らすことができ環境にもやさしい住まいの整備促進 【省エネ・カーボンニュートラル】
	目標2	県民が安全に生活できる住まいの整備・確保 【防災・安全】
	目標3	すべての県民が安心して暮らすことが出来る住生活の実現 【住宅セーフティネット】
	目標4	次代を担う若者世代が安心して結婚・子育てもできる住生活の実現 【若者・子育て】
地域づくりの視点	目標5	多様なメニューを組み合わせた総合的な雪対策の推進 【雪対策】
	目標6	空き家の発生抑制と除却・利活用する取組みの推進 【空き家】
	目標7	持続可能なまちの形成に向けた住環境の整備 【まちづくり・コミュニティ】
産業の視点	目標8	県内住宅関連産業の振興と技術者育成 【産業振興】
	目標9	やまがた森林（モリ）ノミクスの推進による県産木材の利用促進 【県産木材】

③計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間（全国計画と同じ）

④成果指標と主要事業

目標の実現に向けた成果指標と主要事業	
居住者の視点	<p>目標1</p> <p>[成果指標] 身体への負担が少なく省エネ性能の高い「やまがた健康住宅」の新築戸数を増やします 年間の「やまがた健康住宅」の新築戸数 69戸(R2) → 360戸(R12)</p> <p>[主要事業] やまがた健康住宅認定制度の実施[継続・拡充] やまがた健康住宅の設計、施工を行う県内事業者の認定制度の創設[新規]</p> <p>省エネ・カーボニュートラル</p>
	<p>目標2</p> <p>[成果指標] 耐震改修や減災対策(部分補強や防災ベッドの設置など)を実施した住宅を増やします 耐震化・減災対策された住宅ストックの割合 84.7%(H30) → 95%(R12)</p> <p>[主要事業] 住宅リフォーム工事に対する支援事業の実施[継続]</p> <p>防災・安全</p> <p>[減災対策のイメージ] </p>
	<p>目標3</p> <p>[成果指標] ライフステージに応じた住み替え実現のため中古住宅の取得を増やします 中古住宅取得戸数 900戸(H30) → 2,900戸(R10) ※累計</p> <p>[主要事業] 中古住宅取得支援[継続] 住宅セーフティネット制度を活用した住宅の供給[継続]</p> <p>住宅セーフティネット</p>
地域づくりの視点	<p>目標4</p> <p>[成果指標] 安心して子育てができる住生活確保のため子育て世帯等の住宅取得を促進します 子育て世帯等のうち持家に居住する世帯の割合 41.3%(H30) → 50%(R12)</p> <p>[主要事業] 住宅の新築に対する支援事業の実施[継続] 住宅リフォーム工事に対する支援事業の実施[継続]</p> <p>若者・子育て</p>
	<p>目標5</p> <p>[成果指標] 雪処理の負担が軽減される住宅を増やします 雪に強い住宅リフォーム数 580戸(R2) → 4,000戸(R12) ※累計</p> <p>[主要事業] 住宅リフォーム工事に対する支援事業の実施[継続]</p> <p>雪対策</p> <p>[融雪型克雪住宅のイメージ] </p>
産業の視点	<p>目標6</p> <p>[成果指標] 老朽危険空き家の半減に向け、危険空き家の解体や利活用を促進します 老朽危険空き家数 950戸(R2) → 350戸(R12)</p> <p>[主要事業] 空き家対策に係る事業(国土交通省)の実施[継続]</p> <p>空き家</p> <p>[解体事例]  → </p>
	<p>目標7</p> <p>[成果指標] 人口減少が著しい中心市街地等の居住人口の減少を抑制します 中心市街地における新たな居住人口 1,200人(R2) → 2,700人(R12) ※累計</p> <p>[主要事業] 市街地再開発事業等の実施[継続] 住宅セーフティネット制度を活用した住宅の供給[継続]</p> <p>まちづくり・コミュニティ</p> <p>[再開発事業のイメージ(山形市)] </p>
産業の視点	<p>目標8</p> <p>[成果指標] リフォーム市場の規模を維持します リフォーム市場規模 484億円(R2) → 515億円(R12)</p> <p>[主要事業] 住宅リフォーム工事に対する支援事業の実施[継続] 住宅の新築に対する支援事業の実施[継続]</p> <p>産業振興</p> <p>※人口減少に伴い新築住宅建設市場の縮小が予想されることから、住宅リフォームの需要を喚起し、県内事業者の受注量を維持する</p>
	<p>目標9</p> <p>[成果指標] 品質や性能が証明された県産木材によるJAS製品の出荷量を増やします JAS製品の出荷量(年間) 7万8千m³(R1) → 12万m³(R12)</p> <p>[主要事業] 県産構造材バンク支援事業 県産認証材「やまがたの木」の普及・利用促進を図る事業の実施[継続]</p> <p>県産木材</p> <p>[県産木材使用住宅のイメージ] </p>

3 住宅支援

(1) 住宅取得支援

① 住宅新築支援

- ・快適に暮らすことができ、カーボンニュートラルにもつながる高断熱・高気密住宅「やまがた省エネ健康住宅」の新築を推進する。
- ・自ら居住するため、「やまがたの木」認証制度により産地証明された県産木材を使用して、高断熱・高気密住宅である「やまがた省エネ健康住宅」を新築する際に補助金を交付。

要件	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> ・やまがた省エネ健康住宅認証^{※1} ・県産木材使用^{※2} (50%以上) 	70万円 (定額)

※1) 「やまがた省エネ健康住宅の普及促進に関する要綱」に基づき認定証の交付を受けた住宅

※2) 住宅の延べ床面積 (m²) × 0.1 × 上記割合以上 (m³)

② 中古住宅取得支援

- ・空き家対策のため、良質な中古住宅の流通を促進させる。
- ・一定の条件を満たす中古住宅を購入する際に補助金を交付。

対象住宅	補助要件	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月1日以降に購入 ・完成後2年超え又は居住実績がある ・既存住宅売買瑕疵保険加入等 	返済期間が10年以上50年以内の住宅ローンを金融機関と契約	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・新婚・子育て世帯：最大40万円 ・一般世帯：最大30万円

○住宅新築支援及び中古住宅取得支援の実績

	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
募集戸数	350	350	300	300	290	250	225
申込実績	329	300	219	310	289	264	178

(2) 住宅リフォーム支援

- ・住宅リフォームの需要喚起を図る。
- ・住宅の質の向上とともに、人口減少対策を図る。
- ・自らが所有し、居住する住宅の性能向上や耐震改修工事の費用の一部を支援。

事業名	対象工事	対象世帯	補助率・上限額 ^{※1}
住宅耐震改修事業	・県内に本店を有する事業者が施工すること ・耐震診断の結果に基づき市町村が定める水準以上の耐震性能を確保すること	全て	上限80万円 (市町村+県)
住宅リフォーム支援事業	・県内に本店を有する事業者が施工すること ・5つの要件工事 ^{※2} のいずれか一つ以上を含んでいること ①減災対策		4/5、上限30万円 (市町村+県)
	②寒さ対策・断熱化 ③バリアフリー化 ④克雪化 ⑤県産木材使用		1/5、上限24万円 (市町村+県)
		・移住世帯 ・新婚世帯 ・子育て世帯	1/3、上限30万円 (市町村+県)

※1) 市町村により補助金額・補助率が異なる場合あり

※2) 5つの要件工事

①減災対策	②寒さ対策・断熱化	③バリアフリー化
 防災ベッドの設置 等	 二重サッシに交換 等	 手摺の設置 等
④克雪化	⑤県産木材使用	
 融雪屋根設備 等	 増築部分に県産木材を使用	

○住宅リフォーム支援の実績

	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
補助件数 件	3,736	3,291	3,342	3,172	3,406	3,122	3,108
補助金額 千円	615,586	558,635	576,199	446,435	339,573	316,838	312,926

(3) やまがたの木造住宅建設担い手育成事業

①山形の家づくり「未来の匠」育成事業

- ・大工技能者の魅力を発信することにより、新規大工入職者の増加を図る。
- ・対象：学生を含む未就職者の若者
- ・山形の家づくり「未来の匠」育成協議会が主催するセミナーの開催支援



②若手大工技能習得サポート事業

- ・継続的な大工技能者の入職促進、離職防止を図る。
- ・対象：新規入職から概ね5年目までの若手大工
- ・「若手大工育成支援プログラム」として位置づけ、資格取得や技能習得を条件としたサポート資金による支援



③木造建築「技能の匠・熟練の匠」認定

- ・高い技術と経験を有する大工技能者を認定し、県の広報媒体などを利用して周知することで、大工技能者の魅力向上を図る。
- ・事業実績

技能の匠

- ①一級建築大工技能士
- ②木造在来工法住宅の建築実績10戸
- ③省エネ及び県産木材の講習会受講
- ④県産木材使用住宅の建築実績1戸

熟練の匠

- ①「技能の匠」であること
- ②耐震・バリアフリー・リフォームの講習会受講
- ③県産木材使用住宅の建築実績5戸

○平成26年度から令和5年度までの実績

大工職人の認定	
熟練の匠	71人*
技能の匠	99人

*熟練の匠71人は技能の匠と重複

④山形県「木造建築伝承の匠」知事表彰

- ・木造建築技能者の社会的評価の確立と、後継者の育成促進を図る。
- ・木造住宅建築技能者として高い技術を持ち、かつ、多年にわたり後継者を育成している方を「木造建築伝承の匠」として知事が表彰。

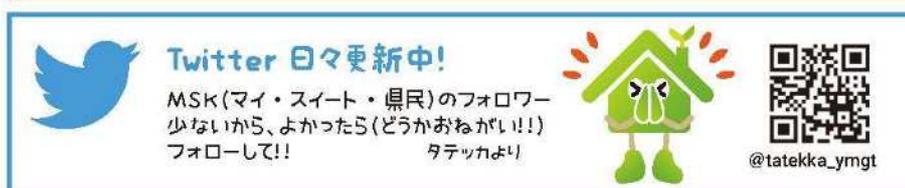


⑤住宅建築情報交流事業

- ・ 県民の持家取得や住環境の向上、県内住宅産業の活性化を図る。
- ・ 山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」(平成23年8月開設)により、以下の情報を発信

- ◎やまがた省エネ健康住宅について
- ◎県・市町村が行う様々な住宅建設関連支援策
- ◎山形の住宅建築に関する伝統的な技術や職人
- ◎リフォームや新築住宅の事例

※タテッカーナ：山形弁の「家を建てっかなあ」をもじった愛称



4 空き家対策

本県の空き家率は全国平均を下回っているものの、人口減少の進展に伴い空き家数は今後ますます増加することが予想される。

県土整備部では、空き家対策をまちづくり政策・住宅政策上の重要な課題と位置付け、下記の取組みを行っている。



(1) 老朽危険空き家対策 (市町村の取組み支援)

年度	実施内容
H24年度	○「空き家対策に係る対応指針」策定 (「空き家管理モデル条例」策定)
H26年度	○「やまがたの空き家対策の手引き」策定 ○「まちの再生支援事業」の創設
H27年度	○「株式会社ゼンリンとの連携協定」の締結
H28年度	○「空家等対策計画のモデル計画」策定 ○「空き家大辞典」作成
H29年度	○「特定空家等に関する判断の手引き」策定
H30年度	○「空き家大辞典第2版」作成
R3年度	○「空き家大辞典第3版」作成

(2) 空き家の利活用対策

年度	実施内容
H27年度	○空き家利活用相談窓口の設置 ○山形県住宅リフォーム総合支援事業の拡充 ○中古住宅診断補助制度の創設
H28年度	○住替え支援制度の構築に向けた検討
H29年度	○山形の家づくり利子補給制度の拡充 ○総合的な空き家対策モデル事業の実施 ○県、芸工大、公社と上市市による「地域づくり連携協定」締結
H30年度	〔総合的な空き家対策支援事業 (鮭川村：村営空き家活用定住促進住宅)〕 ○総合的な空き家対策モデル事業の実施 ○「総合的な空き家対策推進マニュアル」策定
R1年度	○総合的な空き家対策支援事業の実施 (遊佐町、鮭川村) ○県、芸工大、公社と遊佐町・鮭川村による「地域づくり連携協定」締結 ○「山形県空き家利活用促進セミナー」開催 ○県、山形市、山形大、芸工大、公社による「準学生寮供給に関する連携協定」締結

〔総合的な空き家対策支援事業 (鮭川村：村営空き家活用定住促進住宅)〕



(3) 地域の空き家対策の担い手育成

①事業目的

空き家対策を継続的に実施するために必要な、市町村と連携し地域に根差して空き家対策に取り組む人材『エリアマネージャー』を育成する

②事業実績

年度	実施内容
R1年度	○エリアマネージャーの必要性を、ロールモデルによるパネルディスカッションを通して共有するセミナーを開催
R2年度	○エリアマネージャーの可能性を、先進的な取り組みを実施する事業者、市町村職員より事例紹介を通して探るセミナーを開催
R3年度	○エリアマネージャー候補者と市町村事業の調整
R4年度	○山形県空き家対策エリアマネージャー認定制度の創設 ○山形県空き家対策担い手育成スタートアップ支援を実施 ○認定者の活動報告を行い、民間主導の空き家対策の事例を共有するセミナーを開催
R5年度	○エリアマネージャー認定者の活動が推進されるよう、市町村や地域との関わり方について助言等の支援を実施

(4) 空き家の発生抑制に向けた取り組み

①目的

空き家の早期利活用や老朽化した空き家の解体の取り組みを実施しても、新たに空き家が発生する速度が速く、空き家の減少につながっていないのが現状です。そこで、新たな空き家の発生を抑制する取り組みとして、終活セミナー等を開催し、空き家にならないように元気なうちに不動産をどうするか考えるきっかけづくりを行っています。

① 事業実績

- ・R3年度 山形市で開催。
- ・R4年度 山形市、南陽市で開催。
- ・R5年度 新庄市、河北町で開催。

(5) 空き家再生等推進事業・空き家対策総合支援事業

①事業概要

空家等対策計画に基づいて実施する、不良住宅、特定空家等の除却、空家住宅等の活用を行い、地域の活性化や地域コミュニティの維持・再生や、住環境の整備改善を図る。(補助率 国1/2)

②対象施設

・空き家再生等推進事業

計画区域内に存する本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない空き家住宅又は空き建築物もしくは不良住宅

・空き家対策総合支援事業

計画区域内に存する空き家対策特措法に基づく空家等、特定空家等及び不良住宅

※いずれの事業も空き家特措法に基づく空家等対策計画の策定が必要

5 住宅・建築物安全ストック形成事業

(1) 住宅・建築物耐震改修等事業

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業を行う地方公共団体に対し、国が必要な助成を行うものである。

①住宅

・耐震診断

令和6年度は33市町村で住宅への耐震診断への支援を実施する。

・山形県住宅耐震改修事業

地震発生時における住宅の被害軽減を図るため、住宅の耐震改修工事を行う者に補助金を交付する。

県：耐震改修工事費に要する費用の1/4（上限20万円）※

市町村：32市町村で追加補助を実施※

※市町村により補助率、上限が異なる。

住宅の耐震改修等事業の実績

(戸)

年度 区分	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
耐震診断	97	78	70	45	56	55	47
耐震改修	22	21	14	16	15	7	8

②建築物（建築物耐震化促進事業）

・建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の改正により、耐震診断が義務化された大規模な民間建築物^{※1}の所有者に対する耐震診断^{※2}及び耐震補強設計^{※3}への支援に続き、耐震改修工事等に対して市との協調補助を実施する。

・国の補助制度が令和7年度まで延長されたため未着手の所有者に対して働きかけていく。

※1 耐震診断が義務化された大規模な民間建築物

多数の県民が利用する階数3階以上かつ延べ面積5,000㎡以上のホテル・旅館、百貨店、駐車場、結婚式場等

※2 耐震診断については、平成26・27年度に国・県・市町村が協調して補助を行い、対象となる建築物の耐震診断は完了。

※3 耐震補強設計については、平成28・29年度に国・県・市町村が協調して補助を行ったが、対象となる建築物のうち実施未定が5施設あり。

建築物耐震化促進事業の実績（対象施設：18施設）

(施設)

	耐震診断	耐震補強設計	耐震改修工事等
平成26年度	6	-	-
平成27年度	6	-	-
平成28年度	-	6	-
平成29年度	-	2	3
平成30年度	-	-	3
令和3年度	-	-	1

注1) 耐震診断済み6施設（支援を受けずに実施したもの）

注2) 耐震補強設計・耐震改修工事等不要 5施設（耐震性あり2施設、改修済み1施設及び再開発2施設）

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業（土砂災害等危険住宅移転促進事業）

県民の生命の安全を確保することを目的として、次のいずれかの区域内にある危険住宅の移転を行う者に対して補助金を交付する。

- ・「建築基準法」第39条に基づき地方公共団体が指定する災害危険区域
- ・「建築基準法」第40条に基づき地方公共団体が指定するがけ地区域
- ・「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条に基づき知事が指定する土砂災害特別警戒区域

がけ地近接等危険住宅移転促進事業の実績 (件)

	除却	建物	土地
昭和49年～平成17年度	1,030	955	399
平成18年度～平成29年度	31	17	8
平成30年度～令和5年度	21	5	4
令和6年度(予定)	3	0	0

※平成18～29年度は土砂災害特別警戒区域のみを対象とした土砂災害等危険住宅移転促進事業の実績

『がけ地近接等危険住宅移転事業(S49～H17)』対象区域

建築基準法第39条による「災害危険区域」、同法第40条による「がけ地区域」

『土砂災害等危険住宅移転事業(H18～H29)』対象区域

土砂災害防止法第9条による「土砂災害特別警戒区域」

『がけ地近接等危険住宅移転事業(H30～)』対象区域

建築基準法第39条による「災害危険区域」、同法第40条による「がけ地区域」、

土砂災害防止法第9条による「土砂災害特別警戒区域」

6 やまがた省エネ健康住宅

(1) やまがた省エネ健康住宅認証制度

- ・「やまがた省エネ健康住宅」の認証制度を平成30年4月1日に創設。
- ・国で定める基準を上回る高い断熱性能及び気密性能を有する住宅の普及を図る。
- ・目的：①住宅内のヒートショックによる事故や各種疾患防止
②冷暖房負荷を低減しカーボンニュートラル化に資する
- ・対象住宅：新築住宅、全体改修を行う既存住宅
- ・認証基準：

等級	外皮平均熱貫流率(UA値)			相当隙間面積(C値)
	3地域	4地域	5地域	
Y-G3	0.20 W/m ² K 以下	0.23 W/m ² K 以下	0.23 W/m ² K 以下	1 cm ³ /m ² 以下
Y-G2	0.28 W/m ² K 以下	0.34 W/m ² K 以下	0.34 W/m ² K 以下	
Y-G1	0.38 W/m ² K 以下	0.46 W/m ² K 以下	0.48 W/m ² K 以下	
【参考】 国の基準	0.56 W/m ² K 以下	0.75 W/m ² K 以下	0.87 W/m ² K 以下	－(基準なし)

- ・認定等実績 (件)

	新築			全体改修	
	設計適合証	検査済証	認定証	設計適合証	認定証
H30	29	18	13	0	0
R1	48	42	45	0	0
R2	69	65	60	0	0
R3	82	69	73	0	0
R4	128	98	94	0	0
R5	304	275	240	1	1

(2) その他

- ・「ヒートショック対策推奨基準」(部分的な断熱改修、局所暖房器設置等)を位置づけ
- ・新築工事、改修工事に対する支援制度に「やまがた健康住宅」への支援メニューを創設

	山形の家づくり利子補給制度※	住宅リフォーム総合支援事業※
	寒さ対策・断熱化型 (やまがた健康住宅)	寒さ対策・断熱化 (ヒートショック対策)
H30	21件	1,598件
R1	35件	1,721件
R2	55件	1,672件
R3	63件	1,603件
R4	57件	1,408件

7 被災建築物応急危険度判定

- ・大規模な地震により被災した建築物の余震等による建築物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全を図るために行うもの。
- ・県が認定した判定士が建築物の被害を調査し、余震等による二次災害の発生の程度を判定し、判定ステッカーにより住民に周知するための表示を行う。
- ・平成7年の阪神・淡路大震災の際に初めて本格的に行われ、その有効性が認識された。その後の多くの地震においても活用されている。

①山形県被災建築物応急危険度判定士 認定者数 (令和6年3月末現在)

	行政判定士	民間判定士	計
村山総合支庁管内	98	460	558
最上総合支庁管内	6	49	55
置賜総合支庁管内	23	142	165
庄内総合支庁管内	40	182	222
計	167	833	1,000

②近年の派遣実績

	延べ人数(人)	調査件数(件)	実施期間
平成23年東日本大震災	72	2,634	H23.4.15～H23.4.22
平成28年熊本地震	30	128	H28.4.26～H28.4.28

8 宅地建物取引業指導の概要

宅地及び建物の取引の公正を確保するため、宅地建物取引業者の免許交付及び指導監督を行っている。

○山形県内の宅地建物取引業者数

H30	R1	R2	R3	R4	R5
739業者	736業者	738業者	739業者	735業者	732業者

○山形県における宅地建物取引主任者資格試験結果

年度	受付申込者数	受験者数	合格者数	合格率
H30	1,075名	864名	126名	14.6%
R1	1,094名	876名	143名	16.3%
R2	1,008名	834名	122名	14.6%
R3	1,103名	899名	152名	16.9%
R4	1,059名	842名	133名	15.8%
R5	1,141名	924名	119名	12.9%

9 建築行政の概要

(1) 建築基準法

国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準に従って確認、検査、指導等を行っている。

平成11年の改正建築基準法施行を受け、平成13年6月に民間の確認検査機関「(株)山形県建築サポートセンター」が山形市内に設立され、現在、県内全域を対象に「3階以下かつ500平方メートル以下」の建築物及びこれらの建築物に設置される建築設備・工作物の建築確認・検査を行っている。

また、階数、規模が一定程度以上の建築物（特殊建築物等）又は昇降機、建築設備については、建築基準法に基づき特定行政庁（県又は山形市）への定期的な報告が義務づけられており、報告内容の確認と是正指導を行っている。

① 確認・許可件数

	H30	R1	R2	R3	R4
確認	776件	655件	566件	522件	465件
許認可	19件	14件	14件	20件	14件

※建築確認申請受付件数は山形県受付分のみであり、工作物、建築設備、計画変更を含み、建築基準法第18条の規定による計画通知を含まない。

② 建築審査会への付議件数

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
付議件数	3	1	2	4	1	1
同意	3	1	2	4	1	1
不同意	0	0	0	0	0	0

③定期報告・検査の報告件数

		指定件数	報告すべき件数	報告件数	報告率(%)
特殊建築物等	H30	1,775	505	387	76.6
	R1	1,788	618	539	87.2
	R2	1,708	561	543	96.8
	R3	1,398	495	407	82.2
	R4	1,399	624	575	92.1
昇降機等	H30	2,505	2,473	2,272	91.9
	R1	2,437	2,265	2,076	91.7
	R2	2,549	2,497	2,304	92.3
	R3	2,540	2,472	2,323	94.0
	R4	2,541	2,469	2,306	93.4
建築設備	H30	390	300	211	70.3
	R1	355	219	176	80.4
	R2	308	308	260	84.4
	R3	280	280	247	88.2
	R4	284	284	255	89.8
設備 防火	H30	762	759	614	80.9
	R1	738	728	654	89.8
	R2	595	593	539	90.9
	R3	714	706	650	92.1
	R4	745	742	692	93.3

※防火設備は30年度から報告対象に追加

(2) 建築士法

建築士・建築士事務所の業務の適正を図るため、建築士免許・建築士事務所の登録及び指導、監督並びに二級・木造建築士試験等を行っている。

なお、建築士法の規定に基づき、建築士登録関係業務については一般社団法人山形県建築士会が、建築士事務所登録関係業務については一般社団法人山形県建築士事務所協会が、それぞれ県に代わり当該業務を行っている。また、二級建築士・木造建築士試験業務については、公益財団法人 建築技術教育普及センター（東京都）が県に代わって試験業務を行っている。

①建築士・建築士事務所登録件数

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
建築士 (名)	一級	2,076	2,017	2,029	2,031	2,051	2,064
	二級	10,030	10,051	10,104	10,155	10,197	10,218
	木造	181	181	181	181	181	180
	計	12,287	12,249	12,314	12,367	12,429	12,462
建築士 事務所 (所)	一級	693	666	666	658	652	644
	二級	467	442	441	426	412	397
	木造	1	1	0	0	0	0
	計	1,161	1,109	1,107	1,084	1,064	1,041

※各年度末現在

②二級建築士試験合格者数

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総受験者数	174	152	205	217	207	137
合格者数	43	23	60	54	47	28
合格率	24.7%	15.1%	29.3%	24.9%	22.7%	14.9%

③木造建築士試験合格者数

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総受験者数	1	0	0	0	2	0
合格者数	0	0	0	0	0	0
合格率	0%	—	—	—	0%	—

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることから、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、一定規模以上の建築物（300㎡以上の非住宅建築物）のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度等の創設等の措置を定めるものである。

適合義務は平成29年4月1日に、認定制度は平成28年4月1日に施行されている。

○適合義務・届出のあった件数（山形県受付分のみ）

		R2		R3		R4		R5	
		適合判定 件数	届出件数	適合判定 件数	届出件数	適合判定 件数	届出件数	適合判定 件数	届出件数
住 宅	床面積2000㎡以上	/	0	/	0	/	0	/	0
	床面積300㎡以上2000㎡未満	/	49	/	51	/	56	/	61
住 宅 以 外	床面積2000㎡以上	0	0	0	2	0	0	0	0
	床面積300㎡以上2000㎡未満	0	85	0	18	0	6	1	8

○認定制度認定件数（山形県認定分のみ）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
性能向上計画認定件数	10	11	16	22	13	9
基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0

(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）

市町村による低炭素まちづくり計画の作成や低炭素建築物の普及の促進のための措置等を講ずることにより、都市の低炭素化の促進を図ることを目的とした法律であり、低炭素建築物新築等計画の認定を受けた住宅には、所得税等の軽減や容積率の緩和等の優遇措置が適用される。（認定開始年度：平成25年度）

○認定件数（山形県認定分のみ）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
認定戸数	2	0	5	21	8	0

(5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定等を定めた法律である。

長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅には、住宅ローン減税の控除額割増や固定資産税等の軽減等の優遇措置が適用される。（認定開始年度：平成21年度）

○認定件数（山形県認定分のみ）（単位：戸）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
認定戸数	330	260	302	327	289	293

(6) 高齢者等の移動の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）

新バリアフリー法は、公共交通機関、道路・公園などの公共施設及び建築物の一体的な整備を進める措置等を講ずることにより、高齢者等の移動・施設利用の利便性向上、安全性の向上を図ることを目的にしている。

建築主、建築物の所有者又は管理者は、特定建築物（学校、病院、劇場等、多数の者が利用する建築物）について、建築物の廊下、階段、出入口、便所、客室、駐車場等のバリアフリー化に努めなければならないこととされている。また、特別特定建築物（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する施設）は特にバリアフリー化が必要なものと位置づけられており、延べ面積2,000㎡以上のものはバリアフリー化が義務づけられている。（建築確認申請時にバリアフリー基準に適合していることを審査する。）

なお、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」では、特別特定施設のうち特別支援学校、病院・診療所、老人福祉センター等についてはバリアフリー化適合義務の対象面積を「延べ面積1,000㎡以上」に引き下げている。

また、特定建築物については建築等及び維持保全の計画について所管行政庁の認定を受けると、認定特定建築物の建築主は、建築物などに認定を受けている旨の表示を付することができる。

○認定件数（山形県認定分のみ）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
認定件数	0	0	0	0	0	0

(7) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」で定められた10年間の瑕疵担保責任の履行を実現するための資力確保を義務化する新たな法律として、平成21年10月1日全面施行された。

施行日以降に引き渡される新築住宅の売主又は請負人には、「保険への加入」又は「保証金の供託」が義務付けられ、売主等は年に2回の基準日（3月31日、9月30日）ごとに、保険や供託の状況について、建設業法及び宅地建物取引業法を所管する県又は国に届け出なければならない。

○届出の戸数（知事免許分）

	H30.3	H30.9	H31.3	R1.9	R2.3	R2.9	R3.3	R4.3	R5.3
建設業者	1,099	684	1,241	836	1090	736	1,033	1,882	1,528
宅建業者	67	94	70	94	95	95	93	165	165

※保証金供託による実績なし

10 建築関係統計調査の概要

建築物の着工動態を明らかにし、住宅対策の参考や関係機関が経済動向を探るための利用など、建築及び住宅に関する基礎資料として各種統計表を公表している。

(1) 建築着工統計

区分		年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
工事届(件)			5,680	5,603	5,892	5,443	5,150	5,081	4,813	4,280
除却届(件)			670	898	878	1,126	1,131	1,312	1,431	-
全建築物床面積(千㎡)			1,184	1,118	1,155	1,004	995	965	884	708
新設住宅床面積(千㎡)			577	573	611	556	499	513	436	419
新設住宅(戸)			5,517	5,968	6,207	5,697	4,910	5,184	4,559	4,510
利用別内訳	持家		3,035	3,005	3,211	2,804	2,862	2,867	2,474	2,336
	貸家		1,808	2,152	2,114	1,894	1,273	1,541	1,296	1,365
	給与住宅		30	49	14	25	8	21	52	26
	分譲住宅		644	762	868	974	767	755	737	783

(2) 住宅における工事別対比表

【床面積：㎡】

区分		年度	R1		R2		R3		R4		R5	
新設	戸数		5,697	81%	4,910	79%	5,184	79%	4,559	76%	4,510	78%
	床面積		555,822	91%	499,177	91%	513,316	91%	435,778	88%	419,149	89%
その他	戸数		1,365	19%	1,304	21%	1,402	21%	1,452	24%	1,266	22%
	床面積		54,476	9%	49,042	9%	53,695	9%	56,952	12%	50,340	11%

1.1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給事業

(1) 公的賃貸住宅

県または市町村が供給する賃貸住宅は、公営住宅と高齢者向け優良賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅等がある。

①公営住宅

- ・地域住民の生活の安定と社会福祉の増進のため、県や市町村が国の補助を受けて設置する、住宅に困窮する低額所得者向けの賃貸住宅
- ・収入基準：1か月の認定所得158,000円以下
ただし、障がい者のいる世帯や高齢者のいる世帯については、「214,000円以下」に緩和
- ・管理戸数（令和6年3月31日現在）：県営、市町村営合計10,037戸

②高齢者向け優良賃貸住宅

- ・高齢单身・夫婦世帯向けのバリアフリー化された住宅
- ・市町村が、民間が設置・管理運営する住宅の建設費及び家賃の一部を補助し、高齢者が暮らしやすい優良な住宅を供給するもの
- ・対象戸数（令和6年3月31日現在）：88戸（4市町）

③特定公共賃貸住宅等（特定公共賃貸住宅・地域優良賃貸住宅（公共供給型））

- ・地方公共団体が供給する中堅所得者向けの賃貸住宅
- ・収入基準：1か月の認定所得158,000円以上487,000円未満の範囲（地方公共団体が設定）
- ・役割：①公営住宅の入居階層と連続した広範囲の階層からなる公的賃貸住宅への居住ニーズに対応
②地方定住促進、更には持家との格差の大きい賃貸住宅の居住水準の改善に寄与
- ・対象戸数（令和6年3月31日現在）：125戸（11市町）

○事業主体別・構造別公営住宅戸数（管理ベース）

令和6年3月31日現在

管内	市町村名	市 町 村 営 住 宅							県 営 住 宅							合 計								高優賃	特公賃	地優賃		
		計	木造	簡平	簡二	低耐	準中耐	中耐	高層	計	木造	簡平	簡二	低耐	準中耐	中耐	高層	計	木造	簡平	簡二	低耐	準中耐				中耐	高層
村山	山形市	1,826						1,392	434	822	32			16		682	92	2,648	32	0	0	16	0	2,074	526	21		
	上市市	130		12	70			48	174					54	120		304	0	12	70	0	54	168	0			8	
	天童市	290		16				274	279				40		239		569	0	16	0	40	0	513	0				
	山辺町	50						50	40			6			34		90	0	0	6	0	0	84	0				
	中山町	30		12				18	64						64		94	0	12	0	0	0	82	0				
	寒河江市	182	30					152	68						68		250	30	0	0	0	0	220	0				
	河北町	52	2					50	36						36		88	2	0	0	0	0	86	0	15			
	西川町	27	27						0								27	27	0	0	0	0	0	0	0		6	
	朝日町	39	27					12	0								39	27	0	0	0	0	12	0		8	10	
	大江町	40	40						24						24		64	40	0	0	0	0	24	0		28		
	村山市	78	24					54	36						36		114	24	0	0	0	0	90	0				
	東根市	220	62	22	48			88	56						56		276	62	22	48	0	0	144	0				
	尾花沢市	140	18					122	16						16		156	18	0	0	0	0	138	0			4	
	大石田町	48						48	24						24		72	0	0	0	0	0	72	0			18	
	小計	3,152	230	62	118	0	0	2,308	434	1,639	32	0	6	56	54	1,399	92	4,791	262	62	124	56	54	3,707	526	36	46	36
最上	新庄市	362					362	136							136		498	0	0	0	0	0	498	0				
	金山町	77	29				48	0								77	29	0	0	0	0	48	0					
	最上町	93	61				32	0								93	61	0	0	0	0	32	0			10		
	舟形町	57	9				48	0								57	9	0	0	0	0	48	0					
	真室川町	64	8	20			36	0								64	8	20	0	0	0	36	0					
	大蔵村	0						0								0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	蛙川村	15	15					0								15	15	0	0	0	0	0	0	0				
	戸沢村	49	37				12	0								49	37	0	0	0	0	12	0					
小計	717	159	20	0	0	0	538	0	136	0	0	0	0	0	136	0	853	159	20	0	0	0	674	0	0	0	10	
置賜	米沢市	615		75			540	434					16		418		1,049	0	75	0	16	0	958	0	45			
	南陽市	106		58			48	76					10		66		182	0	58	0	10	0	114	0				
	高嶺町	62	18			8	36	64							64		126	18	0	0	8	0	100	0		6		
	川西町	44	22	4			18	18							18		62	22	4	0	0	0	36	0				
	長井市	184	26	20			138	76	12						64		260	38	20	0	0	0	202	0				
	小国町	71	5	18			48	48							48		119	5	18	0	0	48	48	0				
	白鹿町	35	23				12	52	10						42		87	33	0	0	0	0	54	0				
	飯豊町	16	16					12							12		28	16	0	0	0	0	12	0				
小計	1,133	110	175	0	8	48	792	0	780	22	0	0	26	0	732	0	1,913	132	175	0	34	48	1,524	0	45	6	0	
庄内	鶴岡市	811	79		18		714	268	16						252		1,079	95	0	18	0	0	966	0		11		
	酒田市	774	65		83	6	620	402							336	66	1,176	65	0	83	6	0	956	66		3		
	三川町	28	12				16	0								28	12	0	0	0	0	16	0					
	庄内町	121	29				92	34							34		155	29	0	0	0	92	34	0	7	13		
	遊佐町	26	10				16	16							16		42	10	0	0	0	0	32	0				
小計	1,760	195	0	101	6	92	1,366	0	720	16	0	0	0	0	638	66	2,480	211	0	101	6	92	2,004	66	7	27	0	
合 計	6,762	694	257	219	14	140	5,004	434	3,275	70	0	6	82	54	2,905	158	10,037	764	257	225	96	194	7,909	592	88	79	46	
比率 %	100.0	10.3	3.8	3.2	0.2	2.1	74.0	6.4	100.0	2.1	0.0	0.2	2.5	1.6	88.7	4.8	100.0	7.6	2.6	2.2	1.0	1.9	78.8	5.9				

(2) 民間賃貸住宅

住宅セーフティネット制度（平成29年10月施行「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部を改正）による住宅。

空き家・空き室を活用し、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住まい探し
が困難な、いわゆる住宅確保要配慮者（要配慮者）向けの住宅確保を目指す制度で以下の
3つのパートで構成する。

- ・ 要配慮者向け賃貸住宅の登録制度
- ・ 一定の条件のもと登録住宅の改修及び入居への経済的支援
- ・ 要配慮者のマッチング・入居支援

①セーフティネット住宅登録状況

- ・ 県内登録戸数（令和6年3月31日現在）：6,309戸（885棟）

②住宅セーフティネット建設補助

国の住宅セーフティネット制度を活用し、本県では、平成30年度から、人口減少対策のため10年間移住・新婚・子育て・若者単身・低額所得世帯専用に賃貸することを条件に、登録住宅の改修補助を行う市町村に、国交付金に係る地方負担分の補助を実施する。

- ・ 令和5年度実績：補助制度整備市町村 6市町（山形市・米沢市・鶴岡市・寒河江市・南陽市・舟形町・白鷹町）
うち1市（山形市）1件（6戸）分の補助

③家賃低廉化補助

登録住宅に入居する低額所得者の負担を軽減するため、家賃を市場家賃より減額した賃貸人に対し市町村が減額分を補助する。

- ・ 令和5年度実績：補助制度整備市町村7市町（山形市・米沢市・鶴岡市・上山市・南陽市・大石田町・白鷹町）
うち6市町（山形市・米沢市・鶴岡市・上山市・南陽市・大石田町）が48戸の補助

1.2 高齢者居住の安定確保の概要

- ・「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、高齢者向けの賃貸住宅として、「サービス付き高齢者向け住宅」を供給している。
- ・サービス付き高齢者向け住宅は、必要最低限の生活サービス（生活相談サービス、安否確認サービス）を必須とし、食事提供や清掃等の家事援助等が必要に応じて追加された住宅
- ・県や中核市に登録が必要
- ・登録戸数（令和6年4月1日現在）：1,475戸

サービス付き高齢者向け住宅市町村別登録件数（戸数）

令和6年4月1日

管内	市町村名	H23～H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5		合計			
		件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数
村山	山形市	18	369	1	31	3	69			3	71	1	17							1			26	558	
	上山市	2	29																				2	29	
	天童市	2	50			1	36			-1	-13							1	30				3	103	
	山辺町																						0	0	
	中山町		0																				0	0	
	寒河江市	2	59																				2	59	
	河北町	1	20																				1	20	
	西川町					1	11																	1	11
	朝日町																							0	0
	大江町																							0	0
	村山市																							0	0
	東根市			1	5																			1	5
	尾花沢市																							0	0
	大石田町				1	12																		1	12
小計	25	527	3	48	5	116	0	0	2	58	1	17	0	0	0	0	0	1	31	0	0	37	797		
最上	新庄市	2	63	1	50						-17					-1	-3		-30				2	63	
	金山町																						0	0	
	最上町																						0	0	
	舟形町																						0	0	
	真室川町																						0	0	
	大蔵村																						0	0	
	鮭川村																						0	0	
	戸沢村																						0	0	
	小計	2	63	1	50	0	0	0	0	0	-17	0	0	0	0	0	-1	-3	0	-30	0	0	2	63	
置賜	米沢市	3	83			1	38																4	121	
	南陽市																						0	0	
	高島町																						0	0	
	川西町																						0	0	
	長井市																						0	0	
	小国町																						0	0	
	白鷹町																						0	0	
	飯豊町																						0	0	
小計	3	83	0	0	1	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	121		
庄内	鶴岡市	5	138	1	25	2	44																8	207	
	酒田市	8	176	2	30	1	12			-1	-20	1	70										11	268	
	三川町			1	19																			1	19
	庄内町																							0	0
	遊佐町																							0	0
小計	13	314	4	74	3	56	0	0	-1	-20	1	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	494		
合計	43	987	8	172	9	210	0	0	1	21	2	87	0	0	-1	-3	1	1	0	0	0	63	1475		

1.3 市街地再開発事業等

(1) 事業概要

①市街地再開発事業

都市再開発法に基づき市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目的として権利変換手法等を行い建築物、敷地、公共施設等を整備するもの。

②優良建築物等整備事業

都市再開発法に基づかない任意の再開発事業として、良好な市街地住宅供給や公共空地等の整備を目的として整備するもの。

③スマートウェルネス住宅等推進事業

高齢者等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる環境の整備を図ることを目的とし、高齢者等の居住の安定確保と健康の維持・増進を推進する先導的な住まいづくり又はまちづくりに関する事業を推進するもの。

④暮らし・にぎわい再生事業

人口減少等により衰退した中心市街地の再生を図るため、都市機能の街中立地や空きビルの再生、関連空間整備などを推進し、まちなかの暮らし・にぎわいの再生に資するまちづくりを行う事業

(2) 近年の実施地区

- ・山形市十日町一丁目地区優良建築物等整備事業 平成15年度～平成17年度
- ・酒田市中町三丁目地区第一種市街地再開発事業 平成14年度～平成18年度
- ・山形市七日町第6ブロック地区優良建築物等整備事業 平成22年度～平成24年度
- ・鶴岡市本町一丁目地区優良建築物等整備事業 平成28年度
- ・山形市七日町第5ブロック南地区第一種市街地再開発事業 平成28年度～令和3年度
- ・酒田市中町二丁目地区第一種市街地再開発事業 平成28年度～令和3年度
- ・酒田駅前地区第一種市街地再開発事業 平成28年度～令和4年度

(3) 市町村実施事業

①スマートウェルネス住宅等推進事業

地区名	事業概要
本町第1ブロック南地区 (山形市)	○事業期間 令和4年度～ ○地区面積 0.1ha ○主な用途 住宅・店舗等 ○R6事業概要 本体建築工事

②暮らし・にぎわい再生事業

地区名	事業概要
七日町第8ブロック南地区 (山形市)	○事業期間 令和3年度～令和7年度 ○地区面積 0.4ha ○R6事業概要 本体建築工事 ○R6事業費 191,100千円(うち国費63,700千円)
七日町第8ブロック北地区 (山形市)	○事業期間 令和6年度～令和10年度 ○地区面積 0.3ha ○R6事業概要 基本・実施設計 ○R6事業費 714,000千円(うち国費27,894千円)

小国町中央地区 整備計画 (小国町)	○事業期間 ○地区面積 ○R6事業概要 ○R6事業費	令和6年度～令和7年度 0.82ha 本体建築工事着手 267,500千円(うち国費106,675千円)
--------------------------	-------------------------------------	---

14 街なみ環境整備事業等

(1) 事業概要

①街なみ環境整備事業

住宅が密集し、かつ生活道路等が未整備の地区において、ゆとりと潤いのある住宅地区形成のため、住環境の整備・改善を図る事業

(2) 近年の実施地区

・金山町金山区域地区 平成16年度～平成24年度

(3) 今年度の実施地区

地区名	事業概要	
鶴岡公園とその 周辺地区 (鶴岡市)	○事業期間 ○地区面積 ○R6事業概要 ○事業費	平成26年度～令和9年度(R5～第2期) 120ha 整備方針策定 5,152千円(うち国費2,576千円)
羽黒手向地区 (鶴岡市)	○事業期間 ○地区面積 ○R6事業概要 ○事業費	平成26年度～令和9年度(R5～第2期) 538ha 修景整備等 12,840千円(うち国費4,670千円)
羽黒松ヶ丘地区 (鶴岡市)	○事業期間 ○地区面積 ○R6事業概要 ○事業費	平成26年度～令和9年度(R5～第2期) 293ha 協議会活動助成 800千円(うち国費400千円)
山寺地区 (山形市)	○事業期間 ○地区面積 ○R6事業概要 ○事業費	令和2年度～令和11年度 235ha 修景事業 23,758千円(うち国費11,879千円)
蔵王地区 (山形市)	○事業期間 ○地区面積 ○R6事業概要 ○事業費	令和2年度～令和11年度 24ha 修景事業、道路美装 46,914千円(うち国費23,457千円)

15 山形県住宅供給公社の概要

住宅供給公社は、昭和40年11月に設立され、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により、居住環境の良好な住宅団地の開発、供給等を行ってきた。

平成28年度に「公社等に関する指導指針」(H28.3月改定)に基づき、事業の意義、経営健全性、費用対効果の観点から公社のあり方を検証した結果、令和4年の廃止予定を見直し、地方創生に貢献する新たな役割を担う組織として、愛称を「山形県すまい・まちづくり公社」と定め、再生することとした。

(1) 機構

設立団体	本 所	支 所
山 形 県	山形市緑町一丁目 9番30号	山形市、天童市、米沢市、酒田市、鶴岡市、新庄市、 上山市、村山市、南陽市の市役所及び河北町、山辺町、 中山町の役場

(2) 組織(令和6年4月1日)

理事長(1)―専務理事(1)―理事(1)

【常勤】 【常勤】 【常勤】

上記役員以外に、非常勤の理事(4)と監事(2)

○総務企画課 (7)
○まちづくり推進課 (4)
○建築管理課 (35)
○定住促進課 (5)
○販売課 (3)

() 内は兼務を含む数

(3) 出資額

26,000千円	}	山形県	13,000千円	山形市	3,000千円	天童市	3,000千円
		米沢市	1,000千円	酒田市	1,000千円	鶴岡市	1,000千円
		村山市	500千円	東根市	500千円	上山市	500千円
		新庄市	500千円	南陽市	500千円	庄内町	500千円
		河北町	500千円	山辺町	500千円		

(4) 令和5年度事業実績

① 分譲事業

- i) 助成・管理 公社タウン蔵王みはらしの丘の助成・管理費 400千円
- ii) 販売 宅地分譲 12区画

② 地域づくり支援事業

- i) まちなか空き家再生事業 (老朽空き家解体跡地2箇所の販売促進) 52千円
- ii) 空き家相談窓口事業 (空き家無料相談会等の開催) 166千円
- iii) 中古住宅診断助成事業 (県の補助制度と連携し補助) 0千円

IV) 市町村施設の整備支援

立替施行 (山形市・長井市・高畠町・鮭川村の施設整備の発注から引渡しを代行)
599,681千円

- V) 県・市町村営住宅の管理支援 (朝日町営住宅の管理) 5,899千円
(鶴岡市営住宅等の管理) 50,901千円
(県営住宅等の管理) 361,404千円

VI) 定住促進に向けた宅地開発 (川西町・河北町の要請による宅地開発に係る支援)

700千円

③資産の有効活用（定期借地等）

i) 業務用地等

25箇所

ii) 居住用地

23箇所

④準学生寮の管理運営

山形市中心市街地の若者定着及び活性化を図るため、県、山形市、大学との連携のもと、空きテナント等を準学生寮に活用し、管理運営を実施。

・実施箇所 七日町一番街 1棟 22室 ・ 香澄町の家 1棟 3室
七日町一丁目 1棟 13室 ・ 第二公園の家 1棟 5室
駅前大通り 1棟 15室

(5) 今後の事業

人口減少の進展に伴う空き家の増加や子育て支援といった課題に直面する市町村を公社の技術力等により支援し、地域活性化を図るため次の事業を実施していく。

- ① 市町村からの住宅施策等に関する相談の受け
- ② 定住促進のための「若者向け住宅」又は「市町村営住宅」の整備への支援
- ③ 県・市町村の公営住宅管理業務への支援
- ④ まちの再生を図るための支援(老朽空き家の解体と跡地の販売、空き家買取り再販等)
- ⑤ 準学生寮の管理運営

16 すまい情報センターの運営

(1) 業務内容

住宅に関する総合相談

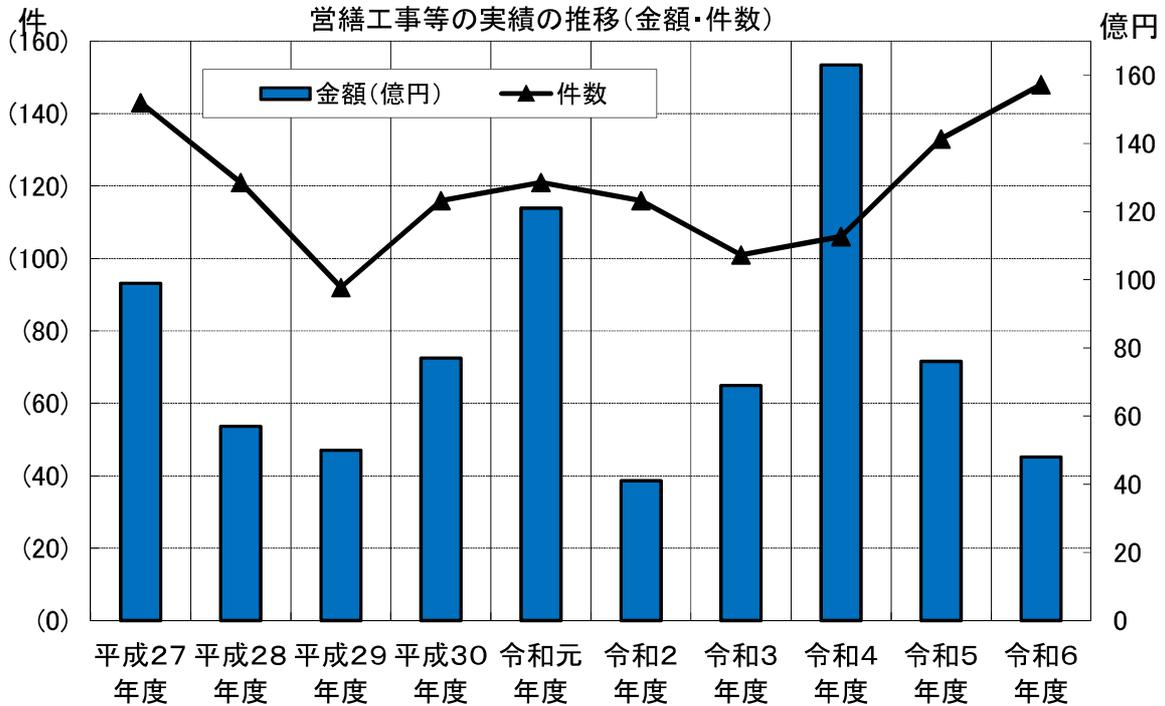
- (i) 住宅の設計、建設工法等の相談
- (ii) 住宅の維持管理、リフォームの相談
- (iii) 工事契約等に係るトラブル等の相談

(2) 運営方法

- ・直営により運営

第15章 営繕

1 年度別営繕工事・業務委託実績(R6年度は予定)



※ 主管部局発注で技術協力(積算・監理等)の依頼分を含む

※ 債務負担工事は、各年度割の工事額を計上し、契約件数は各年度にそれぞれ計上

2 令和5年度の営繕工事実施状況(総合支庁別)

契約額の単位：千円

種別	工事		業務委託		合計	
	(件数) 契約額	%	(件数) 契約額	%	(件数) 契約額	%
総合支庁						
営繕室	(20) 4,197,249	(23.0%) 57.1%	(7) 124,117	(15.6%) 59.4%	(27) 4,321,366	(20.5%) 57.1%
村山総合支庁	(27) 1,204,114	(31.0%) 16.4%	(14) 37,447	(31.1%) 17.9%	(41) 1,241,561	(31.1%) 16.4%
最上総合支庁	(12) 827,322	(13.8%) 11.3%	(5) 8,866	(11.1%) 4.2%	(17) 836,188	(12.9%) 11.1%
置賜総合支庁	(13) 533,560	(14.9%) 7.3%	(11) 19,334	(24.4%) 9.3%	(24) 552,894	(18.2%) 7.3%
庄内総合支庁	(15) 590,796	(17.2%) 8.0%	(8) 19,133	(17.8%) 9.2%	(23) 609,929	(17.4%) 8.1%
合計	(87) 7,353,041	(100.0%) 100.0%	(45) 208,897	(100.0%) 100.0%	(132) 7,561,938	(100.0%) 100.0%

※ 営繕室には、病院事業局への技術協力(積算・監理等)を含む

3 令和6年度の主な営繕工事の概要

(1) 令和2年度からの継続事業

朝日学園改築整備事業 (R2～R8)

〈令和6年度の実施内容〉

旧本館解体工事 (R6)

構造：鉄筋コンクリート造2階 延床面積：約780 m²

体育館改築工事 (R6～R7)

構造：鉄骨造平屋 延床面積：約435 m²

(2) 令和4年度からの継続事業

置賜家畜保健衛生所改築整備事業 (R4～R7)

〈令和6年度の実施内容〉

本庁舎改築工事 (建築、電気、機械) (R6～R7)

構造：鉄筋コンクリート造2階 延べ面積：約700 m²

(3) 令和5年度からの継続事業

上山高等養護学校及び山形盲学校改築整備事業 (R5～R12)

〈令和6年度の実施内容〉

上山高等養護学校及び山形盲学校改築 基本・実施設計業務委託

(R5～R6)

(4) 工事・設計業務箇所



4 県有施設の維持保全推進事業

(1) 県有施設の維持保全定期調査

目的：県有施設全体の長期維持保全を目的とし、調査結果をデータベース化し、維持管理者と改善すべき点を共有する事で、日常的な維持保全や修繕計画の作成に役立てる。

実施者：本庁及び総合支庁の営繕担当職員

実施対象：建築基準法上定期点検が義務付けられた学校、児童福祉施設等の特殊建築物等

[建築物は3年毎、建築設備は毎年]

一定規模以上の事務所 [3年毎]

(2) 県有施設の維持保全推進会議

目的：既存県有施設の長期的な活用と施設利用者の安全性の確保

構成：県有施設の管理業務に携わる担当課と県土整備部営繕担当部署等
(事務局 建築住宅課営繕室)

実施内容：計画的な維持保全のあり方について定期的な検討

R5 定期点検等公所別件数(建築物)

単位(施設数)

	病院	共同住宅	児童福祉施設等	学校	体育館	スポーツ練習場等	自動車庫格納庫	合計	定期調査対象施設(特殊建築物以外の一般事務所)	総計
村山総合支庁	0	0	5	8	1	1	8	23	2	25
最上総合支庁	0	1	1	1	0	0	2	5	2	7
置賜総合支庁	0	0	2	2	0	0	6	10	0	10
庄内総合支庁	0	0	2	5	0	1	4	12	4	16
営繕室	6	0	0	0	0	0	1	7	2	9
総数	6	1	10	16	1	2	21	57	10	67

*他に建築設備のみの点検施設として127施設がある。

R6 定期点検等公所別件数(建築物)

単位(施設数)

	集会場公民館	宿泊施設	共同住宅	学校	博物館スポーツ練習場等	自動車庫格納庫	事務所	合計	定期調査対象施設(特殊建築物以外の一般事務所)	総計
村山総合支庁	0	3	33	3	2	0	0	41	2	43
最上総合支庁	0	1	5	0	1	0	0	7	1	8
置賜総合支庁	0	1	17	2	0	0	0	20	2	22
庄内総合支庁	0	3	15	0	0	0	1	19	3	22
営繕室	1	2	2	1	0	2	3	11	4	15
総数	1	10	72	6	3	2	4	98	12	110

*他に建築設備のみの点検施設として170施設がある。